

旧佐太老人福祉センター解体工事

図面リスト

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-001	表紙・図面リスト	S-001	撤去建築物 基礎伏図	E-001	特記仕様書	M-001	特記仕様書(1)
A-002	特記仕様書(1)	S-002	撤去建築物 基礎配筋図	E-002	電気設備 配置図	M-002	特記仕様書(2)
A-003	特記仕様書(2)	S-003	撤去建築物 1階・2階床伏図	E-003	幹線・動力・弱電設備 1階平面図	M-003	給排水設備 1階平面図
A-004	特記仕様書(3)	S-004	撤去建築物 R階床伏図	E-004	幹線・動力・弱電設備 2階平面図	M-004	給排水設備 2階平面図
A-005	付近見取図	S-005	撤去建築物 梁リスト表・小梁・壁・配筋図	E-005	電灯・コンセント設備 1階平面図	M-005	空調設備 1階平面図
A-006	現況配置図	S-006	撤去建築物 軸組図(1)	E-006	電灯・コンセント設備 2階平面図	M-006	空調設備 2階平面図
A-007	仮設計画図	S-007	撤去建築物 軸組図(2)	E-007	照明器具図	M-007	空調設備 R階平面図
A-007-1	仮設計画図(1階)	S-008	撤去建築物 軸組図(3)	E-008	火災警報設備 1階平面図	M-008	ガス設備 1階平面図
A-007-2	仮設計画図(2階)	S-009	撤去建築物 軸組図(4)	E-009	火災警報設備 2階平面図	M-009	ガス設備 2階平面図
A-007-3	仮設計画図(R階)	S-010	撤去建築物 床版・壁配筋図	E-010	1階平面図(コンセント・TV・空調)		
A-008	仮設詳細図			E-011	2階平面図(コンセント・TV・空調)		
A-009	撤去完了図			E-012	TVアンテナ 2階屋上平面図		
A-010	外部・内部仕上表			E-013	キュービクル詳細図		
A-011	撤去建築物 1階平面図						
A-012	撤去建築物 2階平面図						
A-013	撤去建築物 R階平面図						
A-014	内部詳細図						
A-015	撤去建築物 立面図						
A-016	撤去建築物 断面図						
A-017	撤去建築物 矩計図(1)						
A-018	撤去建築物 矩計図(2)						
A-019	撤去建築物 矩計図(3)						
A-020	撤去建築物 矩計図(4)						
A-021	撤去建築物 展開図(1)						
A-022	撤去建築物 展開図(2)						
A-023	撤去建築物 展開図(3)						
A-024	撤去建築物 展開図(4)						
A-025	撤去建築物 展開図(5)						
A-026	撤去建築物 展開図(6)						
A-027	撤去建築物 1階天井伏図						
A-028	撤去建築物 2階天井伏図						
A-029	撤去建築物 建具表(1)						
A-030	撤去建築物 建具表(2)						
A-031	撤去建築物 建具表(3)						
A-032	屋外付帯施設撤去配置図						
A-033	外構詳細図(1)						
A-034	外構詳細図(2)						
A-035	樹木撤去配置図						
A-036	樹木撤去リスト						
A-037	家屋調査範囲						

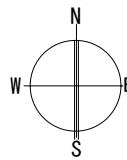
工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事					令和6年度					
	図面名称	表紙・図面リスト									
図面名称	A2										
設計事務所	株式会社 C A D S										
代表	設計	作図	縮尺			A					
清水	鈴木	鈴木	—			001 / 037					

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事												
工事場所	守口市佐太中町7丁目5番2号												
工事概要	<table border="1"> <tr> <th>様名</th><th>構造</th><th>階数</th><th>建築面積</th><th>延床面積</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>旧佐太老人福祉センター</td><td>R.C造</td><td>2階</td><td>約605.756m²</td><td>約858.412m²</td><td></td></tr> </table>	様名	構造	階数	建築面積	延床面積	備考	旧佐太老人福祉センター	R.C造	2階	約605.756m ²	約858.412m ²	
様名	構造	階数	建築面積	延床面積	備考								
旧佐太老人福祉センター	R.C造	2階	約605.756m ²	約858.412m ²									
工事範囲	①撤去工事 ②仮設工事 ③整地工事 ④屋外整備工事												
工事内容	建物躯体及び内装材・地中基礎の撤去を行う。 その他、倉庫・門扉・駐輪場・植込み・設備機器置場等、付属施設（基礎共）の撤去。												
地域地区等	区域：C市街化区域・市街化調整区域 用途地域：・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第3種住居地域 C第二種住居地域・近隣商業地域・商業地域 準用地域：・工業地域・工業専用地域・指定なし 防火地域：・防火地域 C準防火地域・指定なし・第22条指定区域 その他：・宅道・砂防・風致・都市公園・河川保全・土地区画整理・()種程度地区												
設計図書	図面265葉（本特記仕様を含む）、補足説明書、図面・補足説明書に対する質問回答書、国土交通省大臣官房常務部監修 建築物解体工事共通仕様書 最新版（以下「解体共仕」という。）、国土交通省大臣官房常務部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下「標準仕」という。）、アスベスト処理工事については国土交通省大臣官房常務部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下「改修標準仕」という。）による。												
第1章 一般共通事項													
項目	記載欄												
※本特記仕様の取扱い	項目、記載欄については、○印又は※印を受けたものを適用する。○印のない場合は※印のついた項目、記事を適用する。												
※設計図書の優先順位	図面（図示）・現場説明書に対する質問回答書（2）・特記仕様書（4）・図面（5）・解体共仕・改修標準仕（6）・標仕												
※指定材料	材料の商品名、製造元、施工業者は、特記されたものにはほか、監督職員の間等以上と認めたものを使用する。												
※工法の記載のない材料	設計図書に工法が記載されていない材料は、製造所、施工業者等の標準仕様により施工すること。												
※用語の定義	「監督職員」とは、工事請負契約書に規定する監督職員をいいます。												
※品質に対する協議	設計図書に明示のない場合又は疑義を有した場合は、監督職員と協議する。												
※軽微な変更	環境の納まり、取合い等の関係による軽微な変更是、監督職員の指示による。なお、この場合における請負金額は、増額しない。												
※防火材料	法定防火材料及び法定耐火材料、耐火構造、その他法の定めのあるものは、その認定ラベル、認定番号等を示し監督職員の承諾を受けのこと。												
※再生材料の品質等	再生クラッシャーランの品質及び粒度範囲は、プラント再生舗装技術指針の表2.1及び4.1による。 再生加熱アフターフィルタ混合物のマーシャル安定試験の基準値及び粒度範囲は、プラント再生舗装技術指針の表4.5及び表4.6による。												
※工事に伴う諸手続	再生材料の適用についてやむを得ない事情がある場合は、監督職員の承諾のうえ、新材とすることはできる。												
※施工調査	着工に先立ち、施工計画作成のための調査を行なう。												
※実施工程表	工事着手に先立ち、実施工程表を作成し監督職員の承諾を受けること。												
※施工計画書	工事着手に先立ち、施工管理体制、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物処理等について、施工の具体的な計画を定めた施工計画書を作成し、監督職員に提出すること。												
※既存部分との取扱い	既設部分と今回工事との取扱い部分その他で、はり及び工事の都合などにより破損、損傷させた箇所は、今回仕上げ及び旧仕上同様によって完全に補修しなければならない。取扱い部分以外でも今回工事による損傷と認められた場合も同様とする。												
※境界杭の確認	隣地及び道路との境界は、「工事着手と同時にこれを確認し、境界の埋設、倒壊、滅失のおそれのある箇所は、養生及び保存を行う。なお、位置不明の場合は監督職員、隣地所有者及び関係官署公務員立会いのものに定める。												
※材料検査に伴う試験	試験の基準は、日本工業規格（JIS）、基本標準規格（JES）、日本建築規格（JAS）、日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）とし、これらの規定に規定のないものについては、本特記書の該当各項目は監督職員の指示による。												
※施工	施工は、設計図書、施工計画書及び監督職員の承諾を受けた実施工法に従って行なうこと。												
※施工中の安全確保	工事現場の安全衛生に関する管理は、工場代理が責任者となり労働基準法、労働衛生衛生規則その他関係法令に従ってこれを行なう。また、作業現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行なうなど事故の防止に努めること。												
※施工中の環境保全	工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置とともに、特に下記の事項を守らなければならない。 第3者による災害を及ぼしてはならない。 公害の防止に努めること。 善良好な管理者の注意をもってしても、なお、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督職員と協議すること。												
※施工条件	ガラ、廃材、残土等の運搬車両は、午前9時以前、午後5時以降運行は行なわない。 泥土等を道路に持ち出さないよう工事車両の洗浄を行なうこと。 敷地周辺の一方向通行・車両重量通行規制・時間通行規制等を守ること。 規制解除等を行なう場合、事前に関係官署に許可を得ること。許可申請、費用負担は請負業者が行なうこと。 騒音計・振動計を使用し、騒音・振動を騒音規制法の一定以下の数値に抑えること。												
※過積載について	請負者は建設副産物を搬出するときは、ダンプトラックの規格（最大積載量）を事前に把握し、過積載しないよう常に注意すること。 請負者は建設副産物搬出後速やかに、マニフェストや計量証明書等で過積載のないことを確認するとともに、監督職員に提出を求める。 請負者は、建設資材を注文するときは、その都度、納入業者に過積載ないように指揮すること。 請負者は、建設資材納入時は、より資材の単位重量等を事前に把握し、搬入トラックの規格（最大積載量）から過積載にならないことを確認するとともに、監督職員に提出を求められた場合は、その都度、速やかに納品伝票を提出すること。 請負者は、建設副産物及び、建設資材搬出にあたって、次の道路交通法等関係法令を厳守すること。 イ 道路交通法 ロ 道路法 ハ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号） ホ ダンプ規制法（自重計の設置）												
※関係法令等の遵守	工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。												
※官公署その他への届出手続き等	工事の着手、施工、完成に当たり、関係官署等との他の関係機関に必要な届出手手続き等を遅滞無く行なうこと。												
※引渡し及び管理責任	完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡すものとする。なお、工事完了後引渡しまでの管理責任は受注者とする。又、引渡し時の状況により引渡しを請求せらるることがある。												
※別途工事に対する協力義務	本工事受注者は別途協力受注者に対して、建設用地の確保、工事進入、足場等の使用について協力すること。												
※建設副産物の処理	建設副産物の処理は、建設工事に係る資材の再資源化等に開拓する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資源的有效利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定家庭用機器商品規格、建設副産物適正処理推進法その他の関係法令等を遵守して行なうこと。処理方法については、規制説明書等による。又、監督職員が表示する場合は処理地への搬入日時、処理時の真実等を報告書にまとめて提出すること。												
※分別解体等	建設物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物は、建設工事に係る資材の再資源化等に開拓する法律を遵守し、その種類ごとに分別しつつ建設工事に計画的に施工すること。												
※再資源化を図る建設副産物	再資源化を図る建設副産物は、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、（建設発生金属）とする。再資源化を図る建設副産物の処理地は、再資源化を行っている中間処理施設とする。ただし、受入側の事情等やむを得ない事情により、処理地を変更する場合は監督職員の承認を得なければならない。												
※特別管理産業廃棄物	無 C有（-飛散性石綿廃棄物 C非飛散性石綿廃棄物 P.C.B - 廉油 - ）												
※有価券の処置	有価券の発行は特記書き限り、搬入工事場から有価券の見積価格を控除する方法によって受注者が引取ること。												
※建設機械	低騒音型または排出ガス対策型の機械を使用すること。												
※完成時の提出図書	完成図：必要（設計図一式） CAD・PDFデータ：CD-R 1枚 不要												
※近隣説明会	工事施工に当たって近隣説明会を開き、工事の施工上必要な折衝を行うものとする。												
※建設業退職金共済制度	建設業退職金共済制度（以下「建設共」）は建設現場で働く労働者を被共済者としたものであり、請負業者のみならず下請け業者までこの制度の適用を理解し、各現場ごとに建設共の運営を購入し、「退職金掛金収納書」を提出する。「建設業退職金共済制度通用事業主工事現場」の標識（黄色）を工事用表示板付近の見やすい所に掲示する。												
※工事実績データ作成・登録	請負者は、受注時及び竣工時において建設代金が500万円以上の工事については、コリズ（工事実績情報システム）に基づき、実績登録用データを作成し、監督職員の確認を受けた後に、一般財政法人・日本建設情報総合センター（J A C I C ）に登録しなければならない。 登録後は「登録内容確認書」を直ちに監督職員に提出しなければならない。 また、設定期更替（工期変更・請負代額変更）及び、技術者の変更時には、同様の変更登録をしなければならない。 いずれの場合も、登録由発生時から10日以内に（土日、祝日及び、年末年始の休日は除く。）に登録しなければならない。												

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事	令和6年度 面積サイズ
図面名称	特記仕様書（1）	A2
設計事務所	株式会社 C A D S	A 清水 鈴木 鈴木 002 / 037

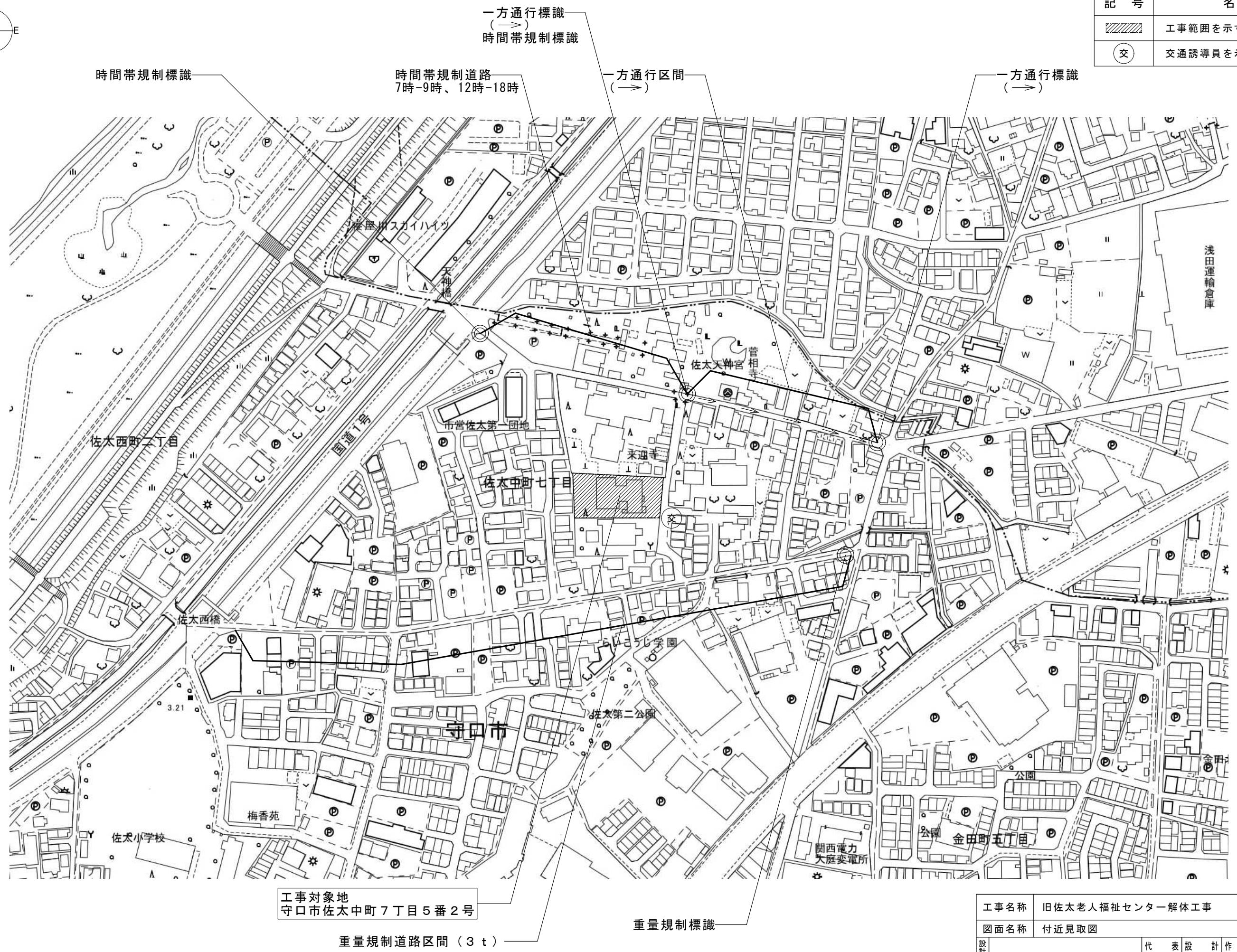
第7章 石綿含有建材の除去及び処理																																																													
※ 9.1.1一般事項					石綿対策工事の施工に際しては、工事の特殊性を十分認識した上で、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下「安衛法」という）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（以下「石綿則」という）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（以下「大防法」という）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という）、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）（以下「府条例」という）、建設工事による資源の再資源化に関する法律、非放射性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（17・3）、国土交通大臣官房営繕部公共建築改修工事実績手帳書（H31年版）等の関係法令と条例等を遵守し適切に施工を行うこと。 また、工事の施工に必要な官署その他へ届出、手続きは、受注者が速やかに行うこと。 石綿含有材料の使用部位については、図示による。					表9.1.2 石綿粉じん濃度測定方法																																																			
※ 除去除行う石綿含有吹付け材の仕様					<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th>含有率</th><th>処理を行ふ範囲</th><th>処理工法</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リソ吹付</td><td>0.1~5%</td><td>外壁</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>リソ吹付</td><td>0.1~5%</td><td>上裏</td><td>集じん装置付き超高温水洗工法 (100MPa以上) ウォーターカーリング工法</td><td></td></tr> <tr> <td>リソ吹付</td><td>0.1~5%</td><td>手摺壁</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>リソ吹付</td><td>0.1~5%</td><td>庇裏</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					材料名	含有率	処理を行ふ範囲	処理工法		リソ吹付	0.1~5%	外壁			リソ吹付	0.1~5%	上裏	集じん装置付き超高温水洗工法 (100MPa以上) ウォーターカーリング工法		リソ吹付	0.1~5%	手摺壁			リソ吹付	0.1~5%	庇裏			<p>※ 集じん・排気装置の設置</p> <p>隔離した作業場及び前室は、集じん・排気装置により、常時負圧を保ち、汚染空気の外部漏洩防止と作業場内の石綿粉じん濃度の低減を図ること。 集じん・排気装置の排気口は屋外に設置すること。また、集じん・排気装置本体は、フィルタ交換時の石綿粉じんの飛散防止のため、原則、隔壁内に設置すること。 集じん・排気装置の吸入口の位置は、セキュリティゾーンの反対位置に設置する等、作業場内の気流が短絡しないよう配慮すること。 集じん・排気装置は、原則として除去処理作業場の換気回数が、1時間間に4回以上確保できる能力を有する装置、台数を選定すること。 集じん・排気装置は石綿粉じん有吹付け材除去作業を開始すること。 する時、粉じん飛散抑制剤を散布する前に運搬を開始すること。 隔離作業終了後、隔離した作業場への出入りによる石綿粉じんの二次汚染を防止するため、前室、洗身室及び更衣室の3室で構成する付帯ゾーンを設置すること。 更衣室には洗眼及び脱ぐのがいける設備を設けること。ただし、現場内の他の場所にこれらの設備を設ける場合はこの限りでない。 洗身室にはエアシャワー設備又は流水シャワー設備を設けること。</p>																										
材料名	含有率	処理を行ふ範囲	処理工法																																																										
リソ吹付	0.1~5%	外壁																																																											
リソ吹付	0.1~5%	上裏	集じん装置付き超高温水洗工法 (100MPa以上) ウォーターカーリング工法																																																										
リソ吹付	0.1~5%	手摺壁																																																											
リソ吹付	0.1~5%	庇裏																																																											
※ (5)石綿含有調査の有無					<p>※受注者は着工に先立ち、(1)施工範囲内・その他()の石綿含有成形材の使用部位等の確認及び記録を行い、監督職員に提出すること。 ※石綿事前調査を行ふものは(5)の記入のいずれかの資格を有するものとする。 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ②特定建築物石綿含有建材調査者 (3) (社)日本アスベスト調査診断協会に登録された者 石綿含有建材の調査日目録、設計図書、石綿有無の調査報告書等により確認し、調査結果を取りまとめ監督職員に提出すること。 ①石綿含有吹付け材の使用部位の確認 ②石綿含有吹付け材の使用部位の面積の確認 ③石綿含有吹付け材の厚さの確認 ④石綿の種類(含有量、使用時期、商品名等)の確認(施設管理者等の調査結果に基づき7%以上の含有量を確認することとし、石綿含有成形材の調査による分析は行わない。) ⑤吹付け材の下地の種類 ⑥目視による劣化状態の確認等 ⑦周辺状況の調査 ⑧施工範囲と工事管理区分の確認 ⑨使用機器・足場・脚場・シート等の設置場所及び方法の選定 セキュリティゾーン等の仮設計画 負圧除じん装置等の配置 使用機器・足場等の選定 隔離シートの施工方法 移動可能な備品類と設備の確認 休憩場所、洗面・洗顔、うがい、更衣設備等の確認及び確保 電源設備の確認 ⑩除去した石綿含有吹付け材の1時保管場所等の仮設計画 ⑪廃棄物などの搬出方法 ⑫その他</p>					<p>※ (6)石綿粉じん濃度測定</p> <p>※(6)石綿粉じん濃度測定方法は、表9.1.2による。 平成5年環境庁告示第93号「石綿に關わる特定粉じん濃度の測定法」、昭和51年労働省告示第46号「作業環境測定基準」、 平成29年7月環境省「アスベストガスマニアゲー:774.1」を参照すること。 測定点の高さは、原則として地上、(又は床)1500mmとすること。 測定3については、作業環境測定基準に従って測定を行い、作業環境評価基準に従って測定結果の評価を行うこと。また、その評価に基づき必要な改善措置を講じること。</p>																																																			
※ 施工計画書について					<p>※着工に先立ち、石綿含有吹付け材に伴う石綿粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を石綿含有建材の調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承認を受けること。また、施工計画書作成にあたっては、専門工事業者等と作業手順、作業時間帯、工程表等について事前に締密な打ち合わせを実施すること。 施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 ①工事概要(工事名稱、工事所、工事期間(工程表)、工事内容(部位別の状況及び工法)、その他)、除去する石綿含有吹付け材等の種類を記載すること。 調査等で確認した石綿含有吹付け材の使用部位(天井、壁、梁等)と、施工単位ごとの石綿含有吹付け材の吹付け面積及び除去工法の概要を記載すること。 工事を行ふ建物の面図に、作業場の面図、セキュリティゾーンの設置位置、負圧除じん装置の設置位置、除去した石綿含有吹付け材等の保管所に記載された施工区画を組成すること。 ②管理組織、工事管理者、石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者、収集運搬業者、専門事業者、測定分析機関等) ③安全衛生管理(作業を行う労働者への石綿のばく露を防止する方法、対応ガイド、換気方法、保護具等)及び飛散防止対策(湿潤化等) 下記(i)～(iii)(石綿則第4条)について、記載すること。また、各項について周知労働者に周知する方法を記載すること。 (i) 作業の方法及び次序 (ii) 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法 (iii) 作業を行なう労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法 また、閉鎖する以外で入室止めることを周知する方法を記載すること。 ④石綿粉じん濃度測定計画 ⑤使用工具、機器類、材料及び使用処理剤等 ⑥工事の流れ(作業方法、順序) ⑦仮設計画(足場、垂木) ⑧作業要領(作業計画面図を含む。) ⑨確認、検査方法 ⑩除去した石綿含有吹付け材の処理計画書 ⑪添付書類 工事工程表、使用処理剤の説明、作業員名簿、健康診断書、産業廃棄物処理業者、最終処分場に関する許可証等 ⑫その他の主要事項</p>					<p>※ 9.1.2 除去工事共通事項</p> <p>(1) 専門工事業者</p> <p>監督職員に提出すること。 ①一般財團法人日本建築センターが実施する建設技術審査証明事務に係る吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術(除去工法)についての審査証明を入手参加資格認定申請書の提出の日までに受けている者であること。 ②大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第11項に規定する特定粉じん排出作業等を伴う建設工事の元請負人又は下請負人として、除去工事(平成13年4月1日から入札参加資格認定申請書の提出日までに同法第15条の第15項の規定に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書(特定建築材の種類は吹付け石綿に限る)」)に係る者であることを。 なお、元請負人は、当該届出をした者(法改正後の平成6年6月1日以降の届出については、当該届出書の「特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあたっては、その代表者の氏名」に記載された者)をいい、下請負人とは、当該届出書の「下請負人が特種粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所」に記載された者(法改正後の平成26年6月1日以降の届出も同じ)をいい。 実施した者であることを。 除去了した石綿含有吹付け材等の保管、運搬及び処分は、適宜、十分な強度を有するプラスチック袋(0.15mm以上)の中に入れ、前室で高性能真空掃除機により、プラスチック袋に付着している石綿粉じんを除去すること。 前室では、真空掃除機等を用いて粉じん飛散抑制剤を散布すること。 二重密封して、業務用プラスチック袋は、洗浄室までに付着している石綿粉じんを払い落とし、一時保管場所へ運搬すること。 隔離シート、使用したい捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタ、負圧除じん装置のフィルタ、保護具フィルタ、廃棄する保護具等も密封して保管すること。 除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬及び処分は、以下による。 除去了した石綿含有吹付け材等の保管、運搬及び処分は、廃棄物処理法を遵守すること。 除去了した石綿含有吹付け材等の保管、運搬及び処分は、業者に付与する粉じん飛散抑制剤等の取り扱い等によるものであることを。 除去了した石綿含有吹付け材等の保管、運搬及び処分は、業者に付与する粉じん飛散抑制剤等の取り扱い等によるものであることを。 除去了した石綿含有吹付け材等の保管、運搬及び処分は、業者に付与する粉じん飛散抑制剤等の取り扱い等によるものであることを。</p>																																																			
※ 官公署その他への手続き等					<p>下記による届出を行うこと。また、届出書類の写しを監督職員に提出すること。 ・建設工事計画届(安衛法第88条第3項、安衛則第90条、第91条) ・提出: 労働基準監督署長 ・建設物解体作業届(石綿則第5条、安衛法第100条) ・提出: 工事の開始までの日14日前まで 提出先: 労働基準監督署長 ・特種粉じん含有作業の実施の届出(大防法第18条の第15項、第2項) ・提出: 都道府県知事又は大防法に基づく市令長 ・石綿濃度の測定計画の届出(府条例第40条の8) ・提出: 作業の開始の日の14日前まで 提出先: 大阪府知事又は大防法に基づく市令長 ・石綿排出等作業の実施の届出(府条例第40条の7第1項、第2項、第3項) ・提出: 作業の開始の日の14日前まで 提出先: 大阪府知事又は大防法に基づく市令長</p>					<p>※ (7) 石綿粉じん濃度測定</p> <p>測定室ごとに下表による測定を行ふこと。 ※行う(行わない)測定室(・、・、・) 表9.1.1 石綿粉じん濃度測定式印は府条例による</p>																																																			
※ 测定方法					<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定方法</th><th>測定時期</th><th>測定場所</th><th>測定期(施工作業所)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除表面積</td><td>50m以上</td><td>各2点以上</td><td>注1、3</td><td></td></tr> <tr> <td>測定1</td><td>測定B</td><td>測定B</td><td>処理作業室内</td><td></td></tr> <tr> <td>測定2</td><td>測定C</td><td>測定B</td><td>調査対象室外部の付近及び ※最高度を予測される 所に含む数値境界線</td><td>計2点 大気 注2</td></tr> <tr> <td>測定3</td><td>測定A</td><td>測定A</td><td>処理作業室内</td><td>各2点以上 注1、3</td></tr> <tr> <td>測定4</td><td>測定B</td><td>測定B</td><td>負圧除じん装置の排出吹出 口</td><td>出口吹出し、風速1m/sec以下 の位置各2点 注4</td></tr> <tr> <td>測定5</td><td>測定C</td><td>測定C</td><td>調査対象室外部の付近及び ※作業の開始回数は6 日を超えることに1回とする</td><td>4方向各1点 注5、6</td></tr> <tr> <td>測定6</td><td>測定B</td><td>測定B</td><td>処理作業室内</td><td>各2点 —</td></tr> <tr> <td>測定7</td><td>測定B</td><td>測定B</td><td>調査対象室外部の付近及び ※作業中最も高濃度であつ た数値境界線</td><td>計2点 大気 注2</td></tr> <tr> <td>測定8</td><td>測定B</td><td>測定B</td><td>調査対象室外部の付近及び ※作業中最も高濃度であつ た数値境界線</td><td></td></tr> </tbody> </table>					測定方法	測定時期	測定場所	測定期(施工作業所)	備考	除表面積	50m以上	各2点以上	注1、3		測定1	測定B	測定B	処理作業室内		測定2	測定C	測定B	調査対象室外部の付近及び ※最高度を予測される 所に含む数値境界線	計2点 大気 注2	測定3	測定A	測定A	処理作業室内	各2点以上 注1、3	測定4	測定B	測定B	負圧除じん装置の排出吹出 口	出口吹出し、風速1m/sec以下 の位置各2点 注4	測定5	測定C	測定C	調査対象室外部の付近及び ※作業の開始回数は6 日を超えることに1回とする	4方向各1点 注5、6	測定6	測定B	測定B	処理作業室内	各2点 —	測定7	測定B	測定B	調査対象室外部の付近及び ※作業中最も高濃度であつ た数値境界線	計2点 大気 注2	測定8	測定B	測定B	調査対象室外部の付近及び ※作業中最も高濃度であつ た数値境界線		<p>1.の掲示方法については、昭和47年労働省告示第123号「有機溶剤中毒予防規則第24条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により示すべき事項の内容及び測定方法を定める告示」第4号に準ずる等見やすいものとすること。 周辺住民の見やすい箇所に、以下の掲示を行うこと。 ①厚生労働省労働衛生安全衛生長通達(平成17年8月2日付け基安第0802001号)による飛散防止対策等の実施内容 ②大防法施行規則第16条の第1項による建築物の特種粉じん含有等作業について及ぶ府条例第40条の3による事前調査結果</p>	
測定方法	測定時期	測定場所	測定期(施工作業所)	備考																																																									
除表面積	50m以上	各2点以上	注1、3																																																										
測定1	測定B	測定B	処理作業室内																																																										
測定2	測定C	測定B	調査対象室外部の付近及び ※最高度を予測される 所に含む数値境界線	計2点 大気 注2																																																									
測定3	測定A	測定A	処理作業室内	各2点以上 注1、3																																																									
測定4	測定B	測定B	負圧除じん装置の排出吹出 口	出口吹出し、風速1m/sec以下 の位置各2点 注4																																																									
測定5	測定C	測定C	調査対象室外部の付近及び ※作業の開始回数は6 日を超えることに1回とする	4方向各1点 注5、6																																																									
測定6	測定B	測定B	処理作業室内	各2点 —																																																									
測定7	測定B	測定B	調査対象室外部の付近及び ※作業中最も高濃度であつ た数値境界線	計2点 大気 注2																																																									
測定8	測定B	測定B	調査対象室外部の付近及び ※作業中最も高濃度であつ た数値境界線																																																										
※ (8) 保護具等					<p>表示・掲示の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表示・掲示の種類</th><th>表示・掲示の内容</th><th>該当法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 揭示</td><td>石綿取扱い注意標識</td><td>石綿則第3条 石綿則第34条</td></tr> <tr> <td>2 揭示</td><td>石綿作業主任者の選任・職務</td><td>安衛則第18条</td></tr> <tr> <td>3 表示</td><td>喫煙・飲食の禁止表示</td><td>石綿則第33条</td></tr> <tr> <td>4 表示</td><td>工事関係者以外立入禁止</td><td>石綿則第15条</td></tr> </tbody> </table>					表示・掲示の種類	表示・掲示の内容	該当法令	1 揭示	石綿取扱い注意標識	石綿則第3条 石綿則第34条	2 揭示	石綿作業主任者の選任・職務	安衛則第18条	3 表示	喫煙・飲食の禁止表示	石綿則第33条	4 表示	工事関係者以外立入禁止	石綿則第15条	<p>※ (9) 1.3 石綿含有吹付け材の除玄</p> <p>作業に支障あるものは隔離作業を始める前に、あらかじめ搬出すること。 隔離作業に先立ち隔離を行なう所の清掃は高性能真空掃除機等で行うこと。</p>																																				
表示・掲示の種類	表示・掲示の内容	該当法令																																																											
1 揭示	石綿取扱い注意標識	石綿則第3条 石綿則第34条																																																											
2 揭示	石綿作業主任者の選任・職務	安衛則第18条																																																											
3 表示	喫煙・飲食の禁止表示	石綿則第33条																																																											
4 表示	工事関係者以外立入禁止	石綿則第15条																																																											
※ 隔離作業					<p>除じん・排気装置の設置</p> <p>隔離した作業場及び前室は、集じん・排気装置により、常時負圧を保ち、汚染空気の外部漏洩防止と作業場内の石綿粉じん濃度の低減を図ること。 集じん・排気装置の排気口は屋外に設置すること。また、集じん・排気装置本体は、フィルタ交換時の石綿粉じんの飛散防止のため、原則、隔壁内に設置すること。 集じん・排気装置の吸入口の位置は、セキュリティゾーンの反対位置に設置する等、作業場内の気流が短絡しないよう配慮すること。 集じん・排気装置は石綿粉じん有吹付け材除去作業を開始すること。 する時、粉じん飛散抑制剤を散布する前に運搬を開始すること。 隔離作業終了後、隔離した作業場への出入りによる石綿粉じんの二次汚染を防止するため、前室、洗身室及び更衣室の3室で構成する付帯ゾーンを設置すること。 更衣室には洗眼及び脱ぐのがいける設備を設けること。ただし、現場内の他の場所にこれらの設備を設ける場合はこの限りでない。 洗身室にはエアシャワー設備又は流水シャワー設備を設けること。</p>					<p>※ (10) 工事名称</p> <p>旧佐太老人福祉センター解体工事</p> <p>図面名称 特記仕様書(2)</p> <p>設計事務所 株式会社 CADS</p> <p>代表 設計 計画 作図 締尺</p> <p>清水 鈴木 鈴木 —</p> <p>003 / 037</p>																																																			

(4)確認及び後片付け	除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行うこと。 隔離シート撤去前に、目視等により、処理状況を検査・確認すること。 その後、除去が十分行われていることを、原則として監督職員の立会いのもと、下記により確認すること。 ①石綿含有吹付け材の生き残りとし漏れがあるか。 ②コックpitの気泡等に付着している石綿含有吹付け材があるか。 ③石綿含有吹付け材の撤去面に粉じん飛散防止処理液の散布漏れがあるか。 除去作業等に使用した機材、工具、清掃用具等は、付着した石綿粉じんを十分除去してから搬出すること。 隔離シートに付着した石綿粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に、粉じん飛散抑制剤を散布すること。 壁面等の隔離シートの撤去前に、粉じん飛散抑制剤の空中散布後、集じん・排気装置で石綿粉じんを十分(換気回数4回以上1~2時間程度)に吸引・ろ過すること。 その後、石綿粉じん濃度測定(測定D)を実施し、その結果が周辺大気の石綿粉じん濃度と同等であることを確認した後、壁面等の隔離シートの撤去を行うこと。 壁面等の隔離シートの撤去は、壁面等の隔離シートを取り外して粉じん付着面を内側に折り畳み、9.1.3(2)除去物及び汚染物等により、密封処理すること。 足場、スチール足場、可搬式作業台等の解体、搬出については、解体前には場所等に付着した石綿粉じんを高性能真空掃除機で十分に吸引し、濡れた布等で拭き取ってから搬出すること。 床隔離シートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、9.1.3(2)除去物及び汚染物等により、密封処理すること。 せまいやけいの解体前にはせまいやけい、集じん・排気装置及びダクト等に付着している石綿粉じんを真空掃除機で吸引取り、又は布等で拭き取ること。 せまいやけい等に使用したドアも粉じん付着面を内側にして折りたたみ、9.1.3(2)除去物及び汚染物等により、密封処理すること。 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃すること。 施工記録報告書を下記により作成し、監督職員に提出すること。 ①施工計画 ②工事記録及び工事写真(除去工事期間、専門工事業者名、除去工事の場所・部位、工事写真、作業員名簿、産業廃棄物処理計画書の写し等) ③産業廃棄物処理記録 ④施工調査等記録 ⑤作業者の作業記録 ⑥石綿粉じん濃度測定の結果 ⑦その他必要事項 受注者及び石綿含有吹付け材の除去工事を施工した者は、石綿則第35条に基づき、作業の記録(作業者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間、石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要)を作業者が除去工事に従事しなくなつてから40年間保管すること。 受注者及び石綿含有吹付け材の除去工事を施工した者は、測定3による処理作業室内の石綿粉じん濃度測定及び測定結果の評価について、石綿則第36条及び同第37条に基づく測定及び評価の記録を40年間保管すること。 受注者及び石綿含有吹付け材の除去工事を施工した者は、府条例第40条の12に基づき、濃度測定が義務づけられる石綿含有吹付け材の使用面積が50m ² 以上のものについては、敷地境界線における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録し、3年間保存しておくこと。 受注者及び石綿含有吹付け材の除去工事を施工した者は、じん肺法に基づくじん肺健康診断を実施した場合は、その記録を保存しておくこと。 受注者は、石綿に関する特別教育を行った場合は、その記録を保存しておくこと。 受注者は、特別苦渋産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約書は契約終了日から5年間保存すること。 当該工事範囲の設備機器類は、工事期間中全て停電・停止状態を原則とする。アラミドコードで十分養生のうえ施工し、現状に復旧すること。また、既設配管やケーブル等の器具の吊り下げや持重物についても、アラミドコードで養生を行い、石綿粉じんの付着を防止すること。 各器具の吊り付け金物やケーブル等に覆われた壁面上に石綿含有吹付け材が残留しないよう留意して作業を行うこと。特に、器具の吊り下げについては、除去作業後濡れた布等で拭き取るとともに、残渣の恐れがある場合は粉じん飛散防止処理液を散布すること。 受注者は、電気室に関する特別教育を行った場合は、その記録を保存しておくこと。 作業は室内引き込みや高圧交流停電開閉器などを開放後、仮設電源への切り替えを行うこと。なお、養生と試験等が完了し、安全が確認されるとまで絶対に送電しないこと。 作業完了後は除去した石綿含有吹付け材が電気設備(コネクタ内部の機器等含む)に付着していないことを確認するとともに、各試験を完了してから送電すること。 電気設備の送・停電操作及び試験などは、専門業者に依頼するとともに、施設の電気主任技術者に立会いを求めること。 万一件作業中に衝撃等を受いた場合は、電気主任技術者に必ず報告し、指示に従うこと。 空気調和機・自家発電等 ①建物運営上、石綿含有吹付け材の除去工事中にやむを得ず運転する必要がある設備機器の養生については、監督職員と十分に打ち合わせのうえ施工すること。 ②空気調和機及び送風機が運転されている場合で、ダクト等が負圧を形成する部分については、石綿粉じんを吸込まないよう特に吸入に注意すること。 受水槽等運転機器については、全体をコバード及びブリッカードで覆うこと。なお、通風機により給気を行いつつより外部へ排気すること。 注2)給気口の位置については、石綿含有吹付け材の除去作業による石綿粉じんによる影響を受けない部分に設置すること。 吹出し吸込口 ①当該工事範囲の設備機器類や衛生・空調用各種配管・電気配線配管・ケーブル・器具の吊り下げ・支持金物、吹出し吸込口等の設備開口については、石綿含有吹付け材の除去作業中における各部表面への付着を防止するため、アラミドコードを用いて十分に養生を行うこと。 ②外気吸入ダクト・ダクト・換気ダクト等の撤去に伴い、除去作業中ににおける外壁ダクト等からの外部への飛散・ダクト内部表面への付着を防ぐため、撤去開口部はアラミドコードを用いて十分に養生を行うこと。 ③ダクト用ダクトを撤去する場合は、石綿含有吹付け材の除去作業中における機器内部への付着を防止するため、機器本体の吹出・吸込口はアラミドコードを用いて十分に養生を行うこと。 照明器具 ①照明器具はアラミドコードで完全に覆った後、ケーブル・取付金物などをはずして除去すること。なお、取付金物を緩めながらして電線の取り下り、切断、接続をしない方法で施工すること。重量のある器具は、電線のみで吊り下げる事のないよう注意すること。 ②ハーフ吊り器具等で本体を取り外す場合は、次の「設備機器の撤去及び復旧」によるものとする。なお、残った電線については、マニフェストで端末処理を行い、吊り下げ等の部材とともに養生をすること。 器具の取り外しなどの作業については、法令に基づく資格を有した作業員に施工させること。 コンセント等 コンセント・ドアはアラミドコードで完全に覆った後、ハーフレートや取付金等を緩めて石綿含有吹付け材を除去すること。 分電盤・制御盤・開閉器盤・消火栓ボックス・ダクト等 盤類、ダクト、配管、ボックスの裏面に石綿含有吹付け材がある場合は、機器を一旦撤去し、石綿含有吹付け材を除去すること。 感知器等(器具配線を撤去しない場合) ハーフ型火災感知器、AT-CA、イタ-CAはアラミドコードで完全に覆った後、取付台を外して石綿含有吹付け材を除去すること。 消防設備の報告 施工前、施工時に作業区画の電灯・動力回路の絶縁測定を行い、報告書を作成し、監督職員に提出すること。 作業区画に関連する防災設備については、施工終了後、「消防設備士」の有資格者で動作確認を行い、報告書を作成し、監督職員に提出すること。 施工終了後、設備機器類および保証、被覆については外観点検を行い、工事により損傷したものについては現状に復旧すること。 エレベーター エレベーター機械室は、原則として運動を停止して施工すること。止むなく運動中に施工する場合は、監督職員及びいわゆる管理会社との分担協議のうえ、エレベーター巻上機等をコバード等で養生し機器の損傷防止及び作業の安全を確保すること。	*	施工計画	※施工計画 施工工事に先立ち、石綿含有成形板の除去工事に伴う石綿粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受けること。なお、施工計画書に記載すべき事項は次のとおりとする。 ①工事内容(工事名、工事場所、工事期間、工事内容(部位別の状況及び工法)、その他) 工事内容に関しては、石綿含有成形板使用部位(屋根、外壁、天井、内装、梁等)と、施工単位ごとの石綿含有成形板の種類、使用面積が示されており、かつ、どのような除去工事の工法(原則手はらし)で行うか等の工法の概要を記載すること。また、作業周囲、石綿含有成形板除去場所の位置、除去した石綿含有成形板の保管場所の位置及び工事管理の範囲を示すこと。 ②管理体制(工事責任者、施工監理者、工事監修者、収集運搬業者、処分業者等) ③安全衛生管理及び飛散防止対策 ④使用用具、機器類、材料及び使用処理剤等 ⑤工事の流れ(作業方法、順序) ⑥仮設計画(足場、養生) ⑦作業計画(作業計画図面を含む。) ⑧確認、検査方法 ⑨工事工程表 ⑩その他必要事項	石綿含有成形板の除去	
	官公署その他への手続き	※官公署その他への手続き 石綿接着等作業実施届出書(府条例第40条の7) 時期: 作業の開始日の14日前まで 提出先: 大阪府知事又は大阪市に基づく政令市長	石綿含有成形板の除去			
	石綿作業主任者	※石綿作業主任者 9.1.2による。	石綿含有成形板の除去			
	除害作業者	※除害作業者 9.1.2による。	石綿含有成形板の除去			
	事前教育	※事前教育 9.1.2による。	石綿含有成形板の除去			
	施工区域	※施工区域 石綿含有成形板除去工事の施工にあたっては、直接除去を行う作業区域(場所)、廃棄物保管場所等、除去工事に直接、間接に関係する箇所の区画を行うこと。	石綿含有成形板の除去			
	表示及び掲示	※表示及び掲示 作業開始前に作業区域の近くの見やすい場所に、第3章9.1.2(6)表示及び掲示の表中の表示及び掲示を行うこと。また、周辺住民の見やすい箇所に、第3章9.1.2(6)表示及び掲示を行うこと。	石綿含有成形板の除去			
	保護員・保護衣	※保護員・保護衣 9.1.2による。	石綿含有成形板の除去			
	石綿含有成形板の除去 (1)養生等	※石綿含有成形板の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて区画すること。 建物内部で除去工事を他の場所と隔離すること。なお、除去場所において、外部との空気の流通を遮断するにあたり、ガラスの破損部等又は換気扇等をアラミドコード等で塞ぐこと。 建物外周部で除去作業を行う場合は、当該部分をアラミドコード等で囲い、周辺環境への石綿粉じんの飛散を防止すること。 建物外周部で除去作業を行う場合は、解体する建物の高さ以上にシート等で塞ぐこと。 (4)石綿含有成形板の除去 (1)施工計画	石綿含有成形板の除去			
	(2)工法	※(2)工法 (7)石綿含有成形板の除去は、敷水等により温湿化して行うこと。 除去は、可能な限り破壊又は破断を行わない方法で行うこと。また、建物外周部の石綿含有成形板を除去する場合は、できる限り、原形のまま除去すること。 除去は、石綿をそのまま内蔵材料及び部材等の差し替えて行うこと。 除去作業中は原則として教習その他の方法により、石綿含有成形板を常に温湿な状態として作業を行うこと。 温湿化させるために行う敷水は、過度に行わないこと。	石綿含有成形板の除去			
	作集中の清掃等	※作集中の清掃等 免許を受けること等の清掃の作業は、免許された石綿等を温湿な状態にて行うこと。 作業場内の後片付け及び清掃時においても、解体作業の場合と同様に耳鼻用保護具、保護衣等を使用すること。 清掃は着室及び毎日の作業終了時には必ず行うこと。	石綿含有成形板の除去			
	(3)除去した石綿含有成形板等の保管、運搬等	※(3)除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分は次による				



撤去・移設・凡例

記号	名称
▨	工事範囲を示す
(交)	交通誘導員を示す。(常駐1名)



工事対象地
守口市佐太中町7丁目5番2号

重量規制道路区間 (3t)

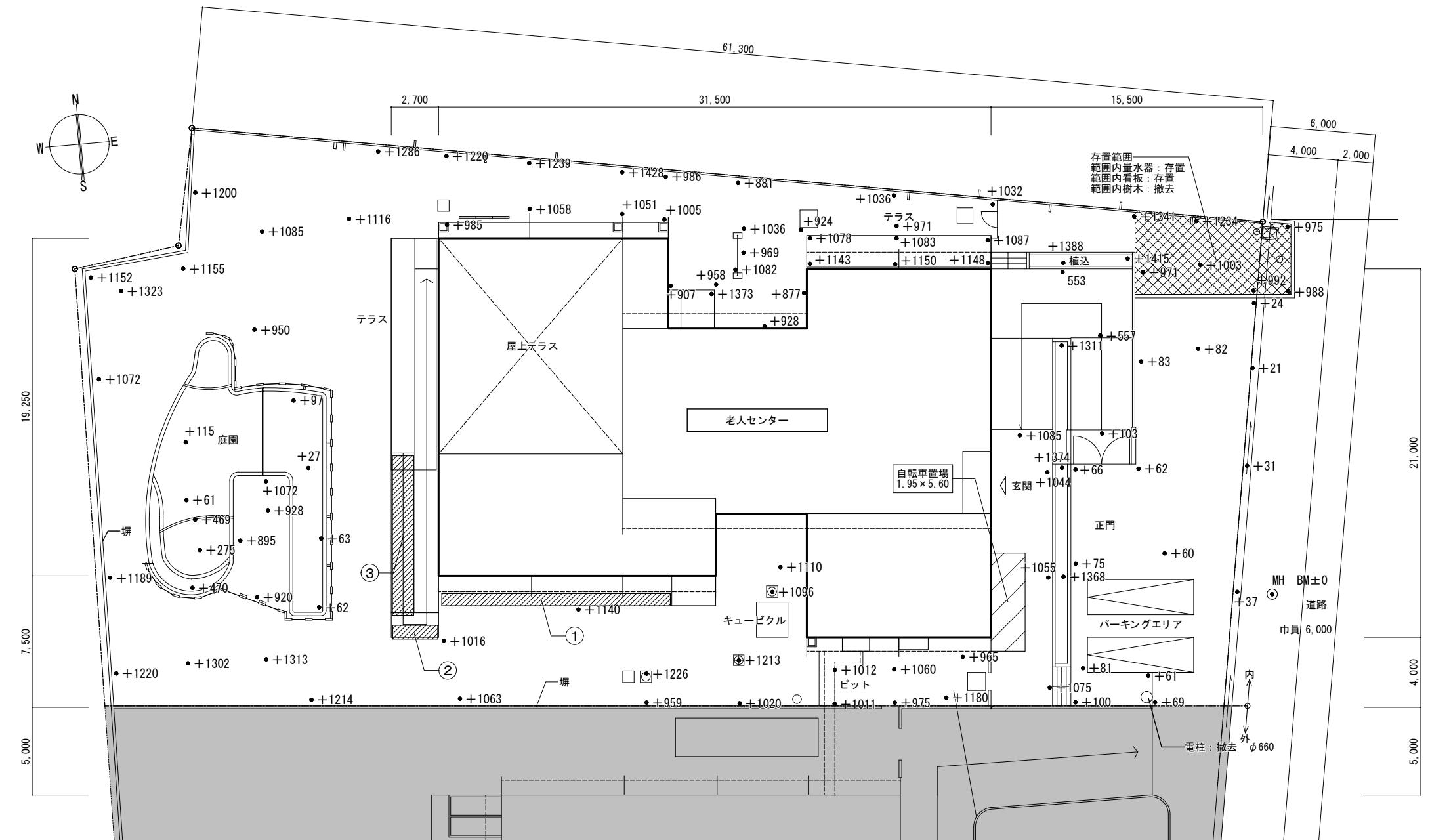
重量規制標識

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事				令和6年度
図面名称	付近見取図				図面サイズ
設計事務所	株式会社 CADS				A2
設計事務所	代表	設計	作図	縮尺	A
	清水	鈴木	鈴木	005 / 037	1/2500

残置物集計表		
記号	種別	数量
①	プランター	W700×L13,000×H300
②	混合廃棄物	W1,300×L2,700×H1,100
③	混合廃棄物	W1,450×L7,500×H1,070～300

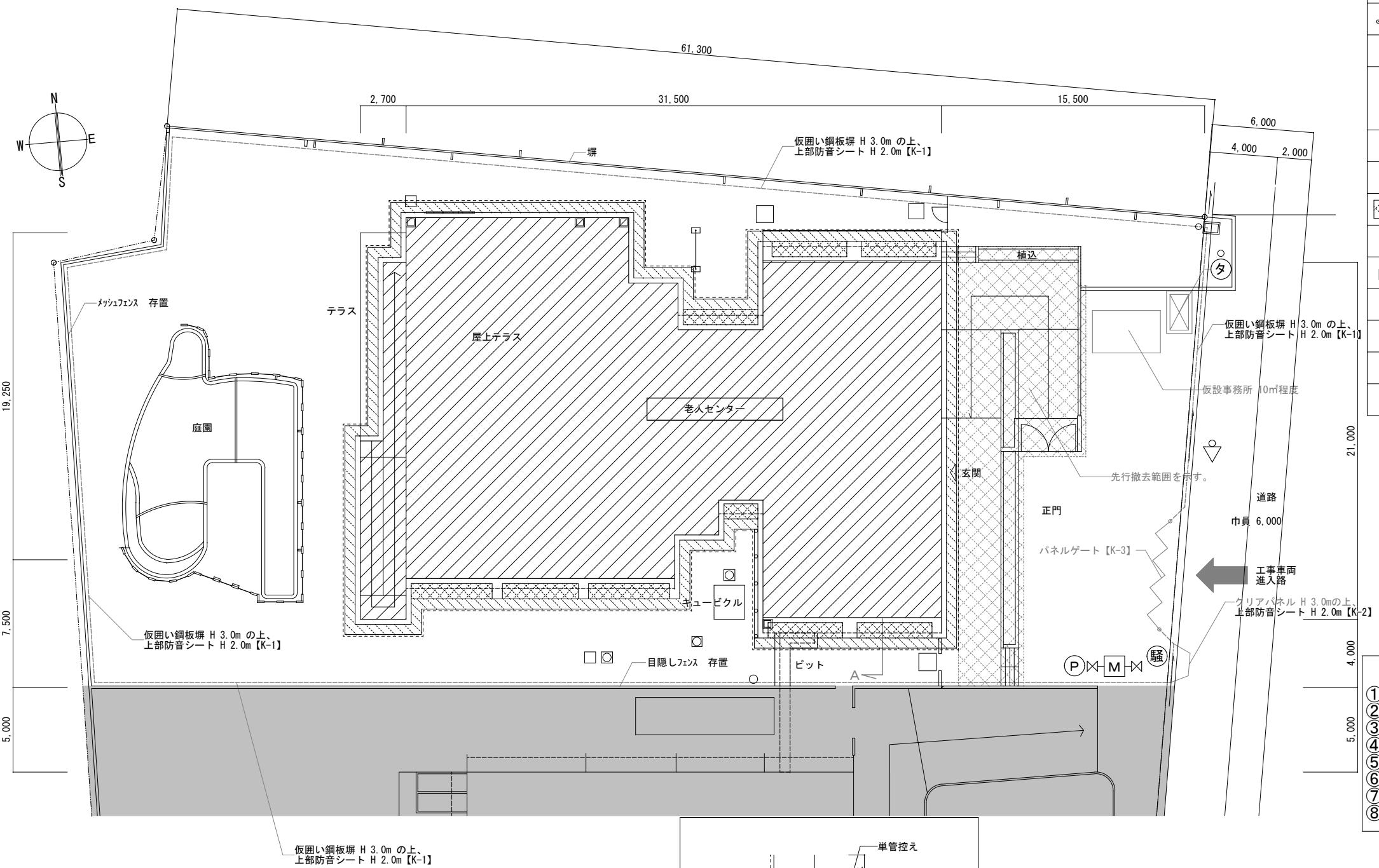
撤去・移設・凡例		
記号	名称	区分
	残置物	撤去
	存置範囲	存置

※敷地内の電柱撤去については、
事前にNTTと協議を行うこと。
※東側のスローブ擁壁の間知石に関しては
存置範囲で保管すること。



番号	種類	面積
1	1階床面積	605.756 m ²
2	2階床面積	252.656 m ²
3	延べ面積	858.412 m ²
4	敷地面積	1,971.37 m ²

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事						令和6年度 図面サイン	
図面名称	現況配置図						A2	
設計事務所	株式会社 C A D S	代	表	設	計	作	図	縮尺
		清水		鈴木		鈴木		1/200

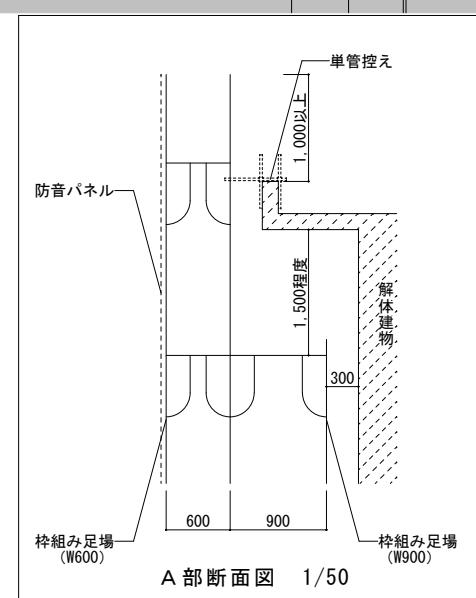


撤去・移設・凡例			
記号	名 称	区 分	詳細図番号
▨▨▨▨	撤去建物		
-----	仮囲い (フラットカラー鋼板)	新設・撤去	【K-1】
-----	仮囲い (ポリカーボネイト)	新設・撤去	【K-2】
△△△△	仮設門扉 (H° ネルゲート) W=5,400	新設・撤去	【K-3】
▨▨▨▨	枠組み足場 W=600	新設・撤去	
▨▨▨▨	枠組み足場 W=900 H=軒下面から約1.5m下がりとする。	新設・撤去	
○—○	単管抱き足場	新設・撤去	
-----	防音パネル貼り	新設・撤去	
▨▨▨▨	先行撤去範囲を示す。	撤去	
▽	交通誘導員 (常駐)	撤去工事期間中	
◀ M ▶	仮設水道 (メータは水道局に返却)	新設・存置	
騒	騒音振動計	新設・撤去	
(P)	洗車用高圧洗浄機	新設・撤去	
(タ)	ナッチャンク	新設・撤去	
◀	工事車両進入路	新設・撤去	

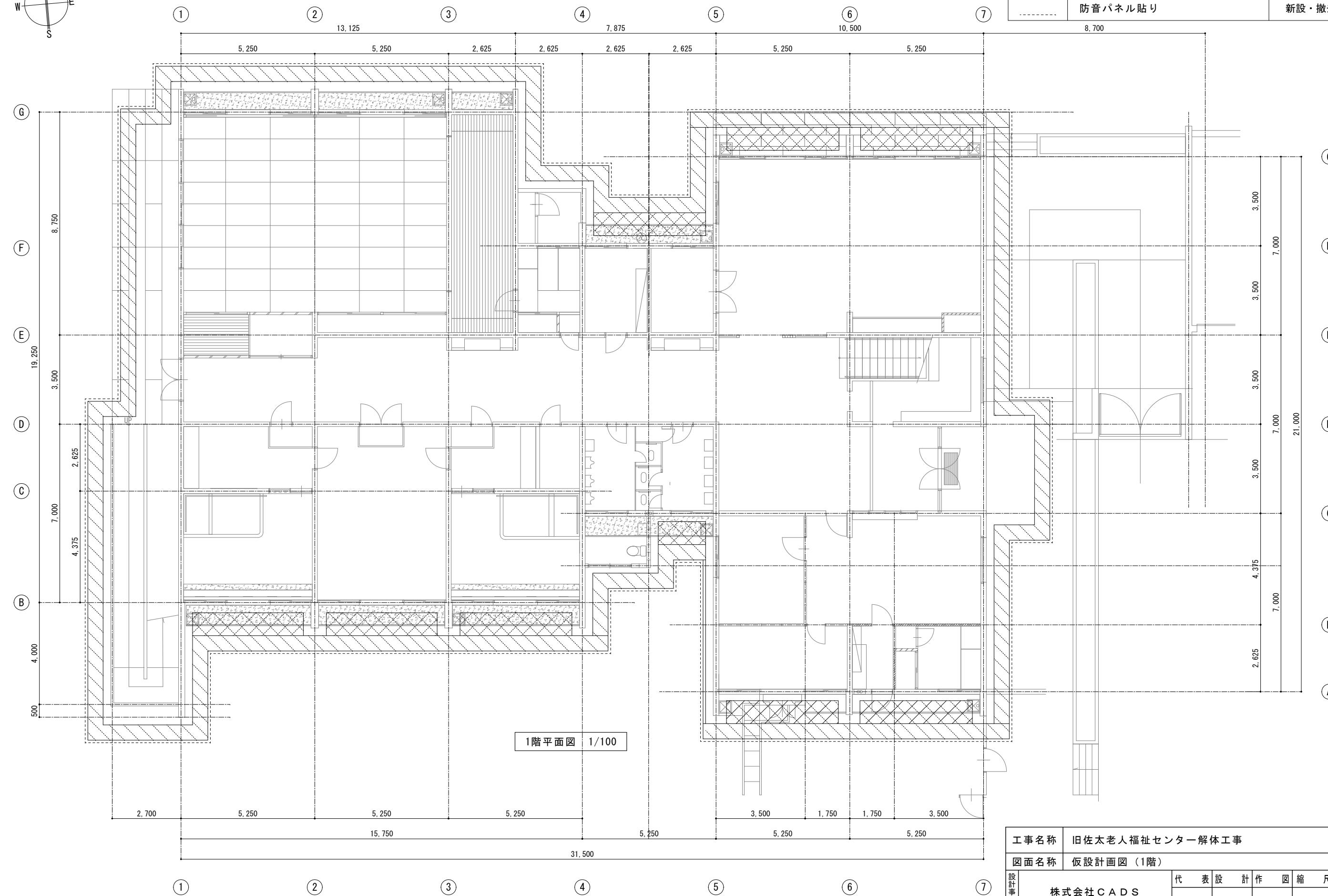
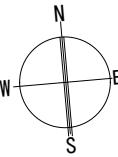
※周辺道路等に汚泥等が流出した場合は清掃すること。
 ※工事車両搬出時は場内にて車両清掃の上で搬出すること。
 ※仮囲い設置に伴い障害となるものは先行撤去すること。
 ※道路占用及び使用許可が必要な場合は仮設計画策定後、
 関係各庁にて協議を行い決定すること。
 ※道路境界及び隣地境界には、落下防止対策を行うこと。
 ※仮設便所を設置すること。
 ※防音パネルはパラペット天端から1m以上立ち上げること。
 ※鋼板塀は隙間なく設置すること。
 ※解体工事完了後は前面道路に面する仮囲い（万能塀及び
 パネルゲート）をフェンスバリケード及びキャスターーゲート
 に盛替えること。
 ※キューピング搬出する際、2tクレーンにて吊り上げて搬出すること。

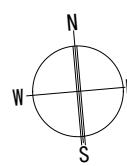
《解体工事工程概略》

- ①前面道路仮囲い及び敷地周囲仮囲い設置（既存干渉部は事前撤去）
- ②東面スロープ部先行撤去
- ③建物周囲足場設置
- ④石綿除去工事
- ⑤内装材撤去
- ⑥躯体及び基礎撤去
- ⑦外構撤去
- ⑧周囲バリケード設置・敷地内整地



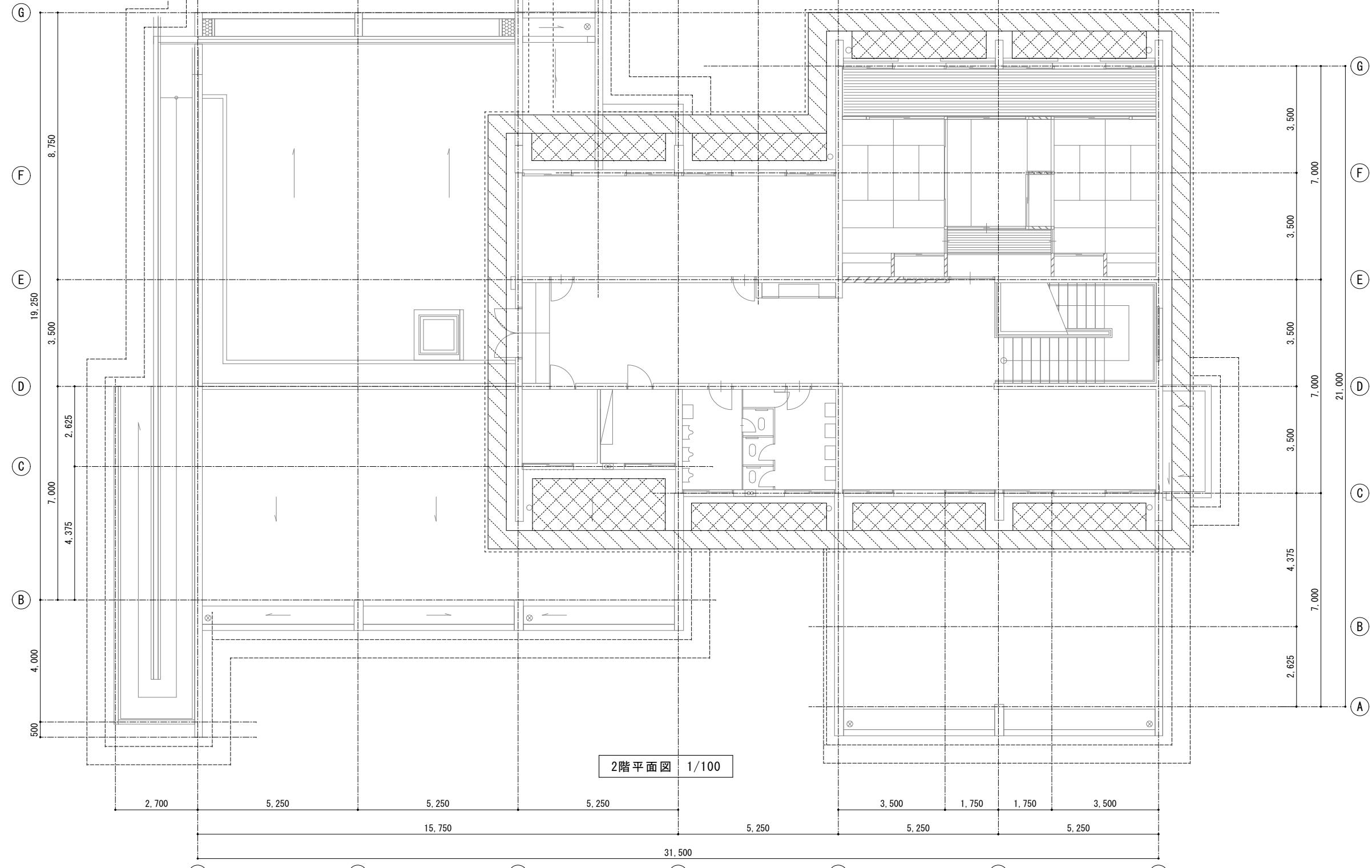
工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事				令和6年度 図面サイズ				
図面名称	仮設計画図				A2				
設計事務所	株式会社 CADS	代	表	設	計	作	図	縮	尺
		清水	鈴木	鈴木	1/200	007	/037		





(1) 13,125 (2) 5,250 (3) 2,625 (4) 7,875 (5) 2,625 (6) 10,500 (7)

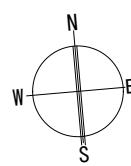
5,250 5,250 2,625 2,625 2,625 5,250 5,250



撤去・移設・凡例

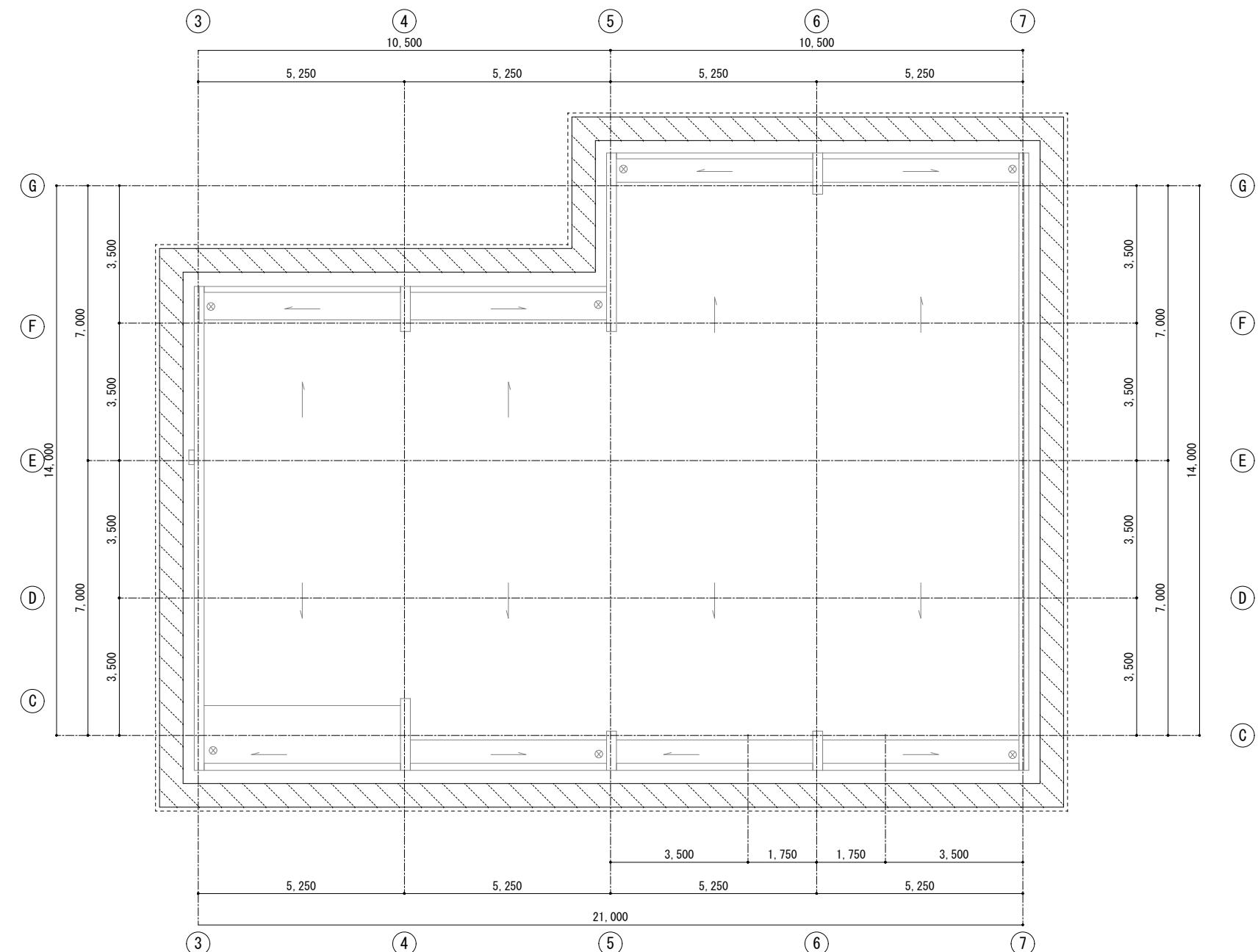
記号	名称	区分
斜線	枠組み足場 W=600	新設・撤去
×××	枠組み足場 W=900	新設・撤去
—	単管抱き足場	新設・撤去
---	防音パネル貼り	新設・撤去

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事	令和6年度 図面サイズ		
		A2		
図面名称	仮設計画図(2階)	A		
		007-2 /037		
設計事務所	株式会社 CADS	代表	設計	作図
		清水	鈴木	鈴木
		1/200		



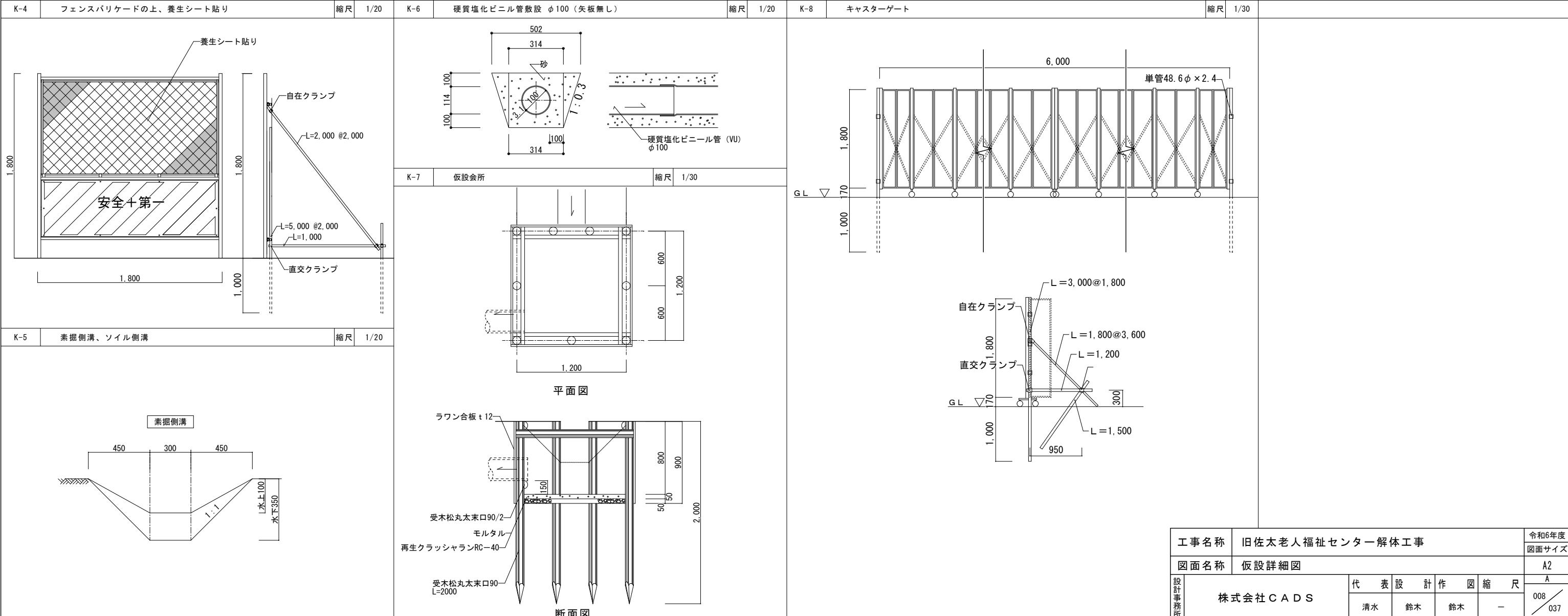
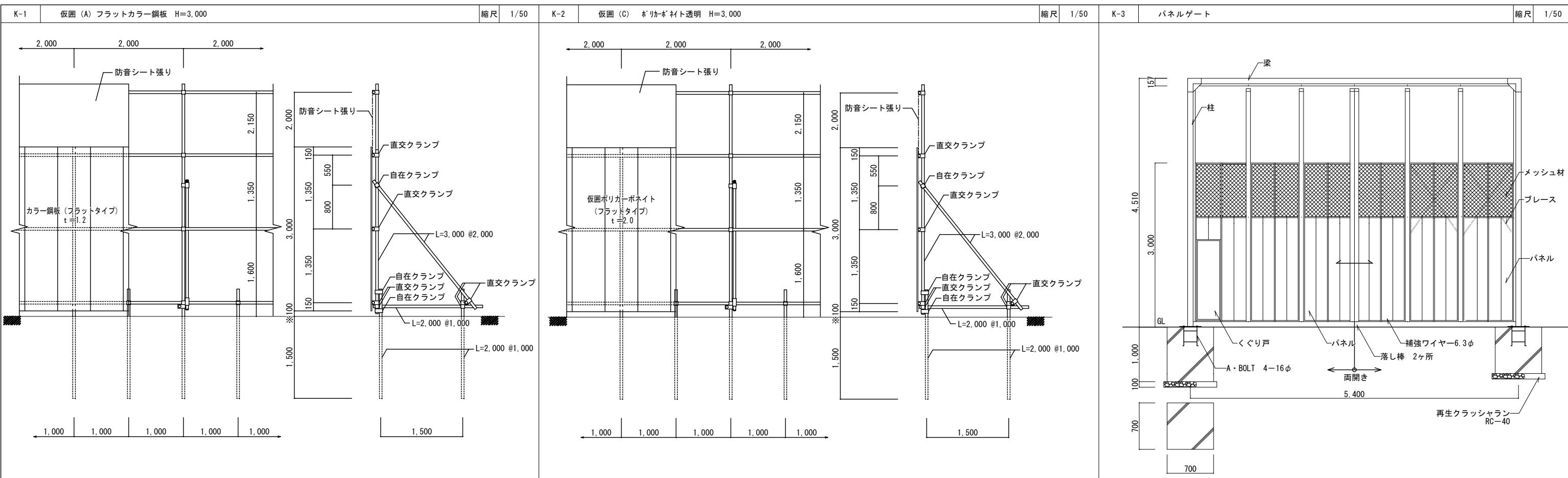
撤去・移設・凡例

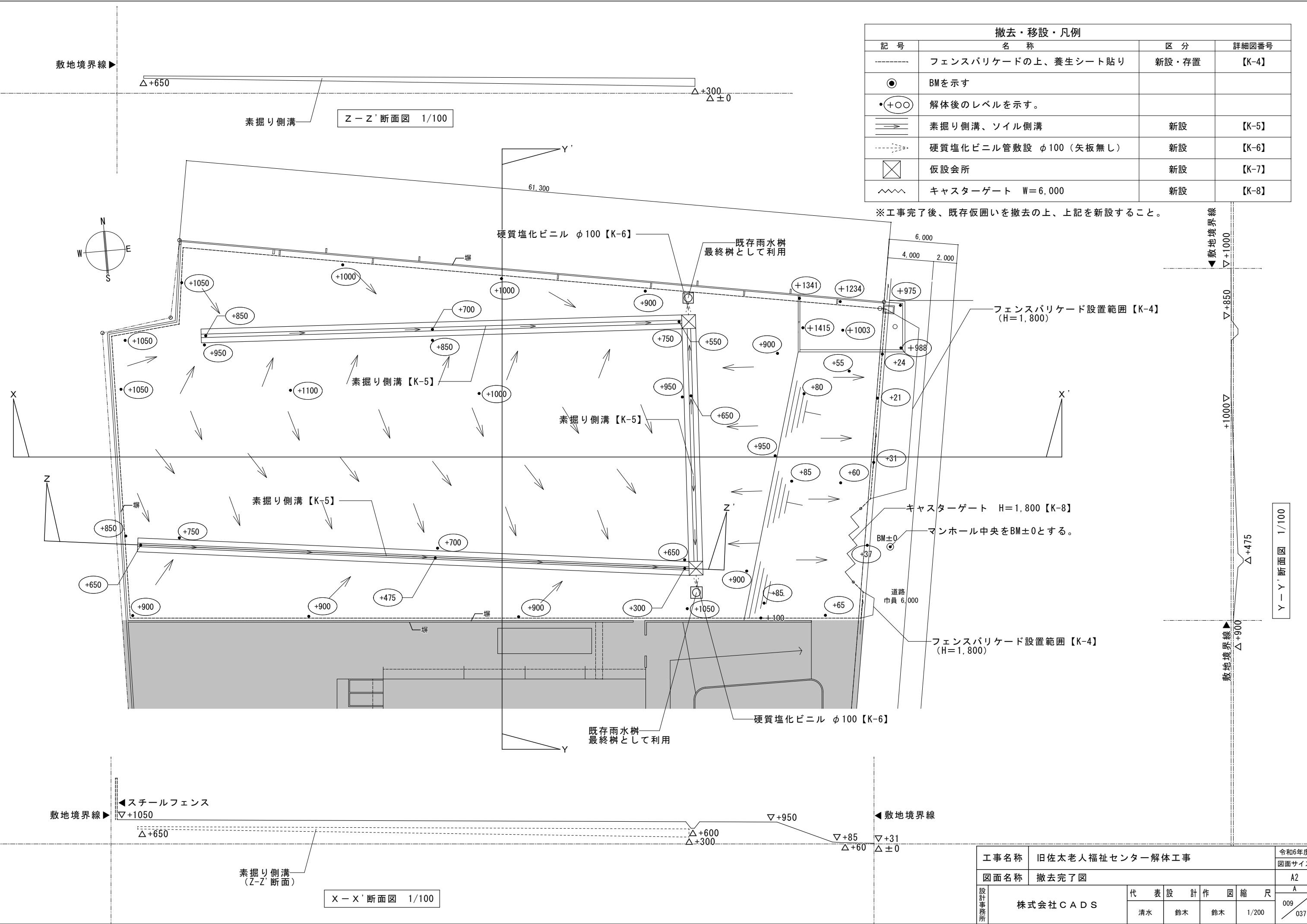
記号	名 称	区 分
▨▨▨▨	枠組み足場 W=600	新設・撤去
▨▨▨▨	枠組み足場 W=900	新設・撤去
———	単管抱き足場	新設・撤去
-----	防音パネル貼り	新設・撤去



R階平面図 1/100

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事			令和6年度 図面サイズ
図面名称	仮設計画図 (R階)			A2
設計事務所	株式会社 C A D S		代 表 設 計 作 図 緯 尺	A
	清水	鈴木	鈴木	007-3 / 037
			1/200	





外部仕上表

屋根	コンクリートスラブ タンピング 金ゴテ押え(水勾配1/50)の上アスファルト防水層8層 パーライトコンクリート t=60 金ゴテ掛け、伸縮目地@2,600、スラブ下 木毛セメント板 t=18 打ち込み	テラス モルタルコテ押え 目地切 水勾配付 犬走り 肩石～コンクリート打 玉砂利敷き t=100
屋上テラス	コンクリートスラブ タンピング 金ゴテ押え(水勾配1/50)の上アスファルト防水層8層、押え煉瓦積 パーライトコンクリート t=60 打ち(伸縮目地@3,500)の上木煉瓦敷込み	建具 アルミサッシュ(レディーメード)枠見込100mm 樋廻り ルーフドレイン 鋳鉄製 堅型φ75mm コールタール焼付
	アクリルドーム、花壇(植栽共)、手摺、タラップ付	堅樋 V.P φ75mm OP 金物@900
	パラベット天端 [ウレタン防水仕上塗材] パラベット立上り [仕上塗材]	ランプ 床モルタルコテ押え ノンスリップゴム t=450 勾配1/8 手摺壁 モルタルコテ押え、メタルラック塗り 手摺付き
外壁	ベニヤ型枠コンクリート打ち放し、シリコン吹付(軒鼻、軒天井共) モルタル刷毛引 [外装薄塗材E吹付] 巾木、モルタル塗り H=100	庭園工事、門、スロープ、植込、植樹 西側スロープ 床:ウレタン防水(緑)
堀	ベニヤ型枠コンクリート打ち放し t=120 [シリコン吹付仕上げ] H=2000	東側スロープ 床:モルタルコテ押え 目地切 水勾配付
屋根	コンクリートスラブ タンピング金ゴテ押え (水勾配1/50)の上 シート防水 t=1.4 砂利敷 t=100	軒裏 外装薄塗材E吹付

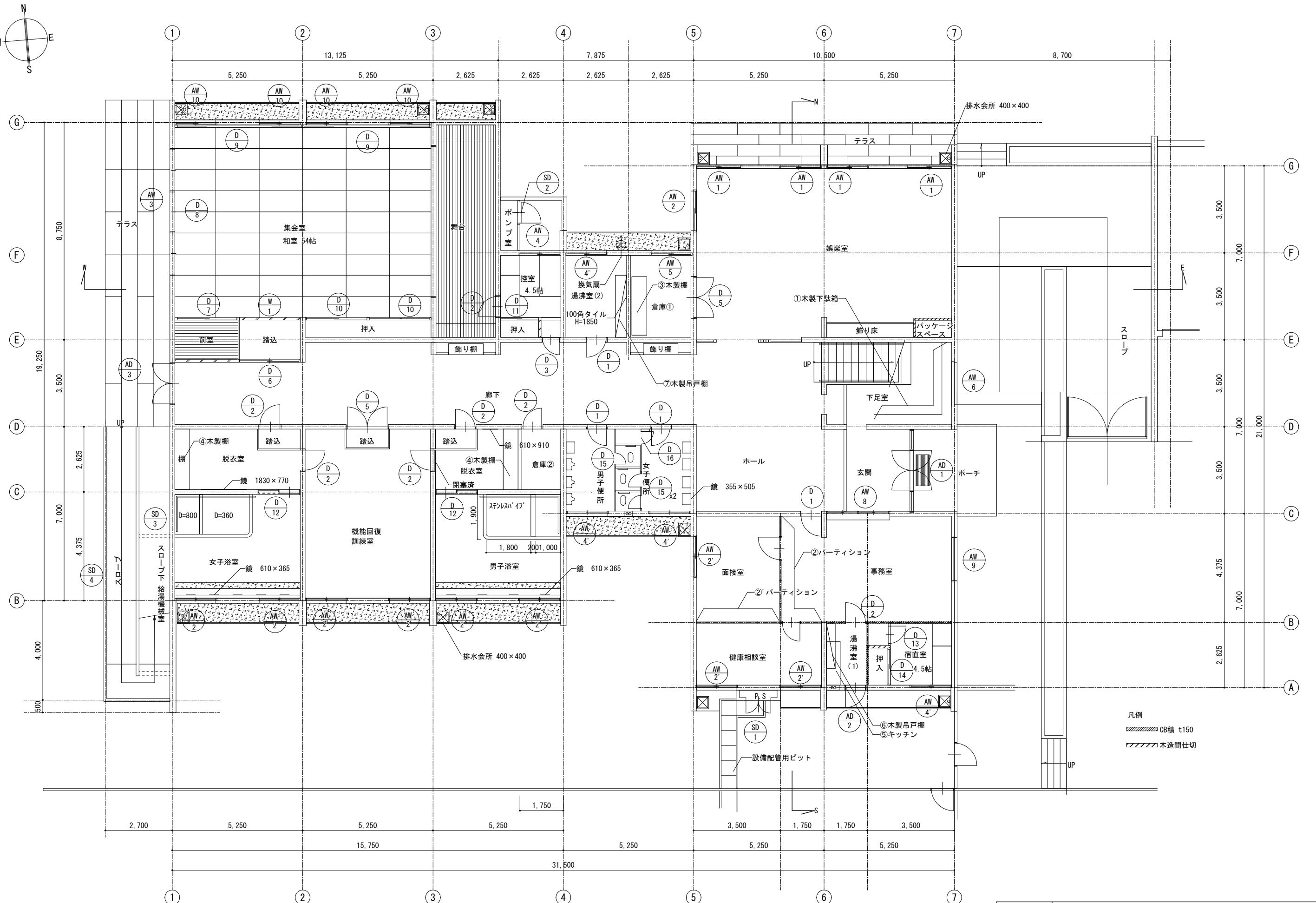
内部仕上表 注: 壁及び天井のモルタル面、ベニヤ面、J.S.、下地はすべて寒冷紗とする。

階	室名板	室名	床	巾木	H塗装	腰壁	塗装	天井	天井高	カーテンBOX	建具下見切板	備考
1		ポーチ	磁器タイル 108角	木製		コンクリート打放し	A.C	岩綿吸音板貼り t=12	2770			ゴムマット
		玄関	磁器タイル 108角 [ノンスリップシート]	木製	160 S.C.L.	モルタルコテ押え	H.R	岩綿吸音板貼り t=12	2770			
		下足室	磁器タイル 108角	木製	160 S.C.L.	モルタルコテ押え	H.R	モルタルコテ押え ミクライト吹付	1720			下足箱
		ホール	モルタルコテ押えカーペットフェルト敷	木製	60 S.C.L.	モルタルコテ押え	H.R	岩綿吸音板貼り t=12	2730			
		廊下		木製	60 S.C.L.	モルタルコテ押え	H.R	岩綿吸音板貼り t=12	2730			飾り棚2ヶ所
		階段室		木製	60 S.C.L.	モルタルコテ押え ヘッシャンクロス貼		岩綿吸音板貼り t=12				手摺
○	事務室	モルタルコテ押え ソフトリノリューム貼 t=3mm	木製	60 S.C.L.		モルタルコテ押え	V.P	岩綿吸音板貼り t=12	2770	○	○	受付マド
○	面接室		木製	60 S.C.L.		モルタルコテ押え	V.P	岩綿吸音板貼り t=12	2770	○	○	可動間仕切り
○	健康相談室		木製	60 S.C.L.		モルタルコテ押え	H.R	岩綿吸音板貼り t=12	2770	○	○	
		湯沸①	モザイクタイル貼	木製		モルタルコテ押え 一部、100角白タイル貼		フレキシブルボード貼り t=3 底目貼	2520		沓摺T.B.	吊戸棚、水切棚(ステンレス)
		宿直室	タタミ敷	タタミ寄せ		モルタルコテ押え	H.R	杉粧ベニヤ t=3 底目貼 W=300	2330	○		押入(天袋共)
		娯楽室	モルタルコテ押え カーペット敷	木製	60 素地仕上	モルタルコテ押え	H.R	岩綿吸音板貼り t=12	2770	○		飾り床、ファンコイル吹出口、木製ルーバー
○	倉庫①	モルタルコテ押え	木製	60		モルタルコテ押え	A.E.P	コンクリート打放し ミクライト吹付	3320		○	木製棚
○	湯沸②	モザイクタイル貼	木製			100角白タイル貼	A.E.P	けい酸カルシウム板第一種 t=3 底目貼	2500			吊戸棚 換気扇用木枠(木工事)
○	控室	タタミ敷	タタミ寄せ			ジュラク塗り		杉粧ベニヤ t=3 底目貼 W=300	2400	○		押入(天袋共)
		踏込	モルタルコテ押えカーペット敷	木製	60 S.C.L.	ジュラク塗り		杉粧ベニヤ t=3 底目貼 W=300 A.E.P.	2710		○	
		舞台	桧縁甲板貼 t=15		100 素地	ジュラク塗り 一部、クロス貼		ラワンベニヤ t=4 の上、クロス貼	2750			ステンレスパイプφ34mm
○	集会室	タタミ敷	タタミ寄せ			ジュラク塗り		杉粧ベニヤ t=3 底目貼 W=450	2670			押入
		前室	桧縁甲板貼 t=15	雑巾摺		ジュラク塗り		杉粧ベニヤ t=3 底目貼 W=300	2690			
		踏込	モルタルコテ押え、カーペット敷	木製	60 S.C.L.	ジュラク塗り		杉粧ベニヤ t=3 底目貼 W=300	2810			
⑩⑪	便所	モザイクタイル貼 t=25				100角白タイル貼		フレキシブルボード貼り t=3 底目貼 A.E.P.	2560			ステンレスパイプφ25mm 換気扇用木枠(木工事) 隔板 メラミン化粧板フラッシュ t=40
○	倉庫②	モルタルコテ押え	木製	60 S.C.L.		モルタルコテ押え	A.E.P	コンクリート打放し ミクライト吹付	3250		○	木製棚
○	訓練室	モルタルコテ押え、カーペット敷	木製	60 S.C.L.		モルタルコテ押え	Z.C.S	ラワンベニヤ t=4 クロス貼	2750	○	○	
⑩⑪	脱衣室	モルタルコテ押え、ソフトビノリューム貼	木製	60 S.C.L.		モルタルコテ押え	Z.C.S	フレキシブルボード貼り t=3 底目貼 A.E.P.	2750		○○	脱衣棚
⑩⑪	浴室	108角磁器質タイル貼り				108角磁器質タイル貼り		バスリブ貼	2960 2600			浴槽内 100角タイル貼
2		階段室	モルタルコテ押え、カーペット敷	木製	60 S.C.L.	モルタルコテ押え ヘッシャンクロス貼		岩綿吸音板貼り t=12				
		サロンルーム	モルタルコテ押え、カーペット敷	木製	60 S.C.L.	モルタルコテ押え	H.R	岩綿吸音板貼り t=12	2710	○		
		廊下	モルタルコテ押え、カーペット敷	木製	60 S.C.L.	モルタルコテ押え 一部、ヘッシャンクロス貼		岩綿吸音板貼り t=12	2710			飾り棚1ヶ所
○		踏込	桧縁甲板貼 t=15 ワックス モルタルコテ貼、カーペット敷	雑巾摺 木製		吹付 モルタルコテ押え ラワンベニヤ貼り t=5.5		杉粧ベニヤ t=3 底目貼	2490 2750			
○		和室1	タタミ敷	タタミ寄せ		モルタルコテ押え ラワンベニヤ貼り t=5.5		杉粧ベニヤ t=3 底目貼	2490			押入床・間仕切り板 ファンコイル吹出口木製ルーバー ケヤキ積付ベニヤ貼
○		和室2	タタミ敷	タタミ寄せ		モルタルコテ押え ラワンベニヤ貼り t=5.5		杉粧ベニヤ t=3 底目貼	2490			押入床・間仕切り板 ファンコイル吹出口木製ルーバー ケヤキ積付ベニヤ貼
○		和室3	タタミ敷	タタミ寄せ		モルタルコテ押え ラワンベニヤ貼り t=5.5		杉粧ベニヤ t=3 底目貼	2490			押入床・間仕切り板 ファンコイル吹出口木製ルーバー ケヤキ積付ベニヤ貼
		広エン	桧縁甲板貼 t=15 ワックス	雑巾摺		モルタルコテ押え		杉粧ベニヤ t=3 底目貼	2510	○		
○	図書室	モルタルコテ押え、カーペット敷	木製	60 S.C.L.		クロス貼 下地ラワンベニヤ貼り t=5.5		岩綿吸音板貼り t=12	2770	○	○○	
○	湯沸③	シート防水貼り t=1.3 パーライトコンクリートPC-C モザイクタイル貼 t=25				108角白タイル貼 H=1830 一部モルタルコテ押え		フレキシブルボード貼り t=3 底目貼 A.E.P.	2560			換気扇用枠(木工事) 吊戸棚
○	倉庫	モルタルコテ押え	木製			モルタルコテ押え	A.E.P	コンクリート打放し ミクライト吹付	3480		○	
⑩⑪	便所	シート防水貼り t=1.3 パーライトコンクリートPC-C モザイクタイル貼 t=25		60 O.P.		108角白タイル貼		フレキシブルボード貼り t=3 底目貼 A.E.P.	2560			隔板 換気扇用枠(木工事) 斜レバパイプφ25、メラミン化粧板フラッシュ t=40 支持金物 ブラケット 配管エホル : 鹿藻土保湿材
	ポンプ室	防水モルタルコテ押え				防水モルタルコテ押え	A.E.P	防水モルタルコテ押え	1450		○	
	給湯機械室	防水モルタルコテ押え				防水モルタルコテ押え	A.E.P	防水モルタルコテ押え	2200		○	

※凡例
O.P. オイルベンキ
H.R. ヘキサイトリシン
S.C.L. スティックリヤッカ
A.E.P. アクリル系エマルションペイント
J.S. ジュラクサラン
Z.C.S. ゾニアートソフト
T.B. テラゾーブロック

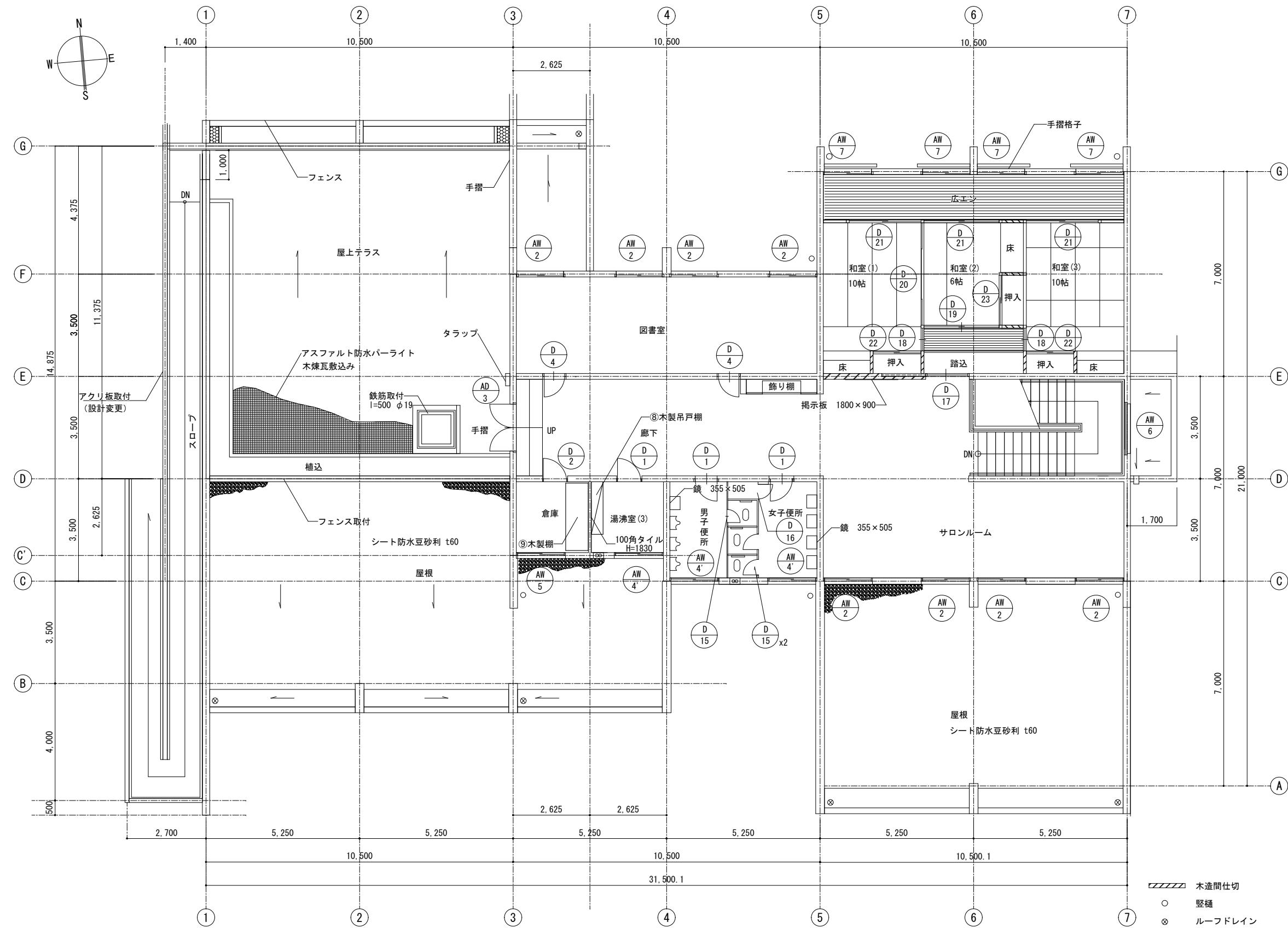
※□はアスベスト含有建材を示す。

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事	令和6年度 図面サイズ	
図面名称	外部・内部仕上表	A2	
設計事務所	株式会社 CADS	A	
		010 037	
		清水 鈴木 鈴木	一



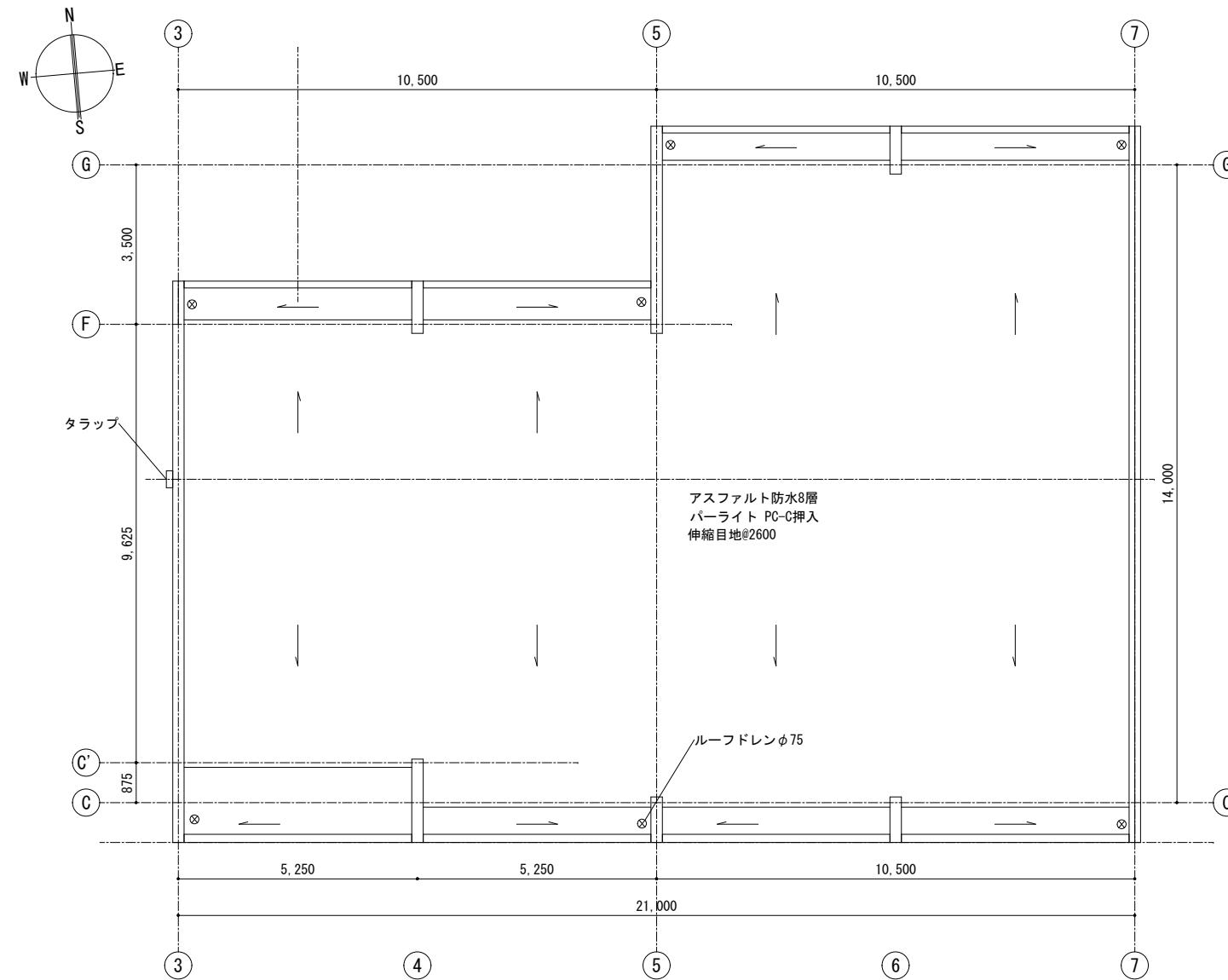
1階平面図 A2 1/100

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事					令和6年度 図面サイズ
図面名称	撤去建築物 1階平面図					A2
設計事務所 株式会社 C A D S	代表	設計	作図	縮尺		A
	清水	鈴木	鈴木	1/100		011 / 037



2階平面図 A2 1/100

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事					令和6年度 図面サイズ
図面名称	撤去建築物 2階平面図					A2
設計事務所 株式会社 C A D S	代	表	設	計	作	図 縮 尺
	清水	鈴木	鈴木		1/100	A 012 / 037



R階平面図 A2 1/100

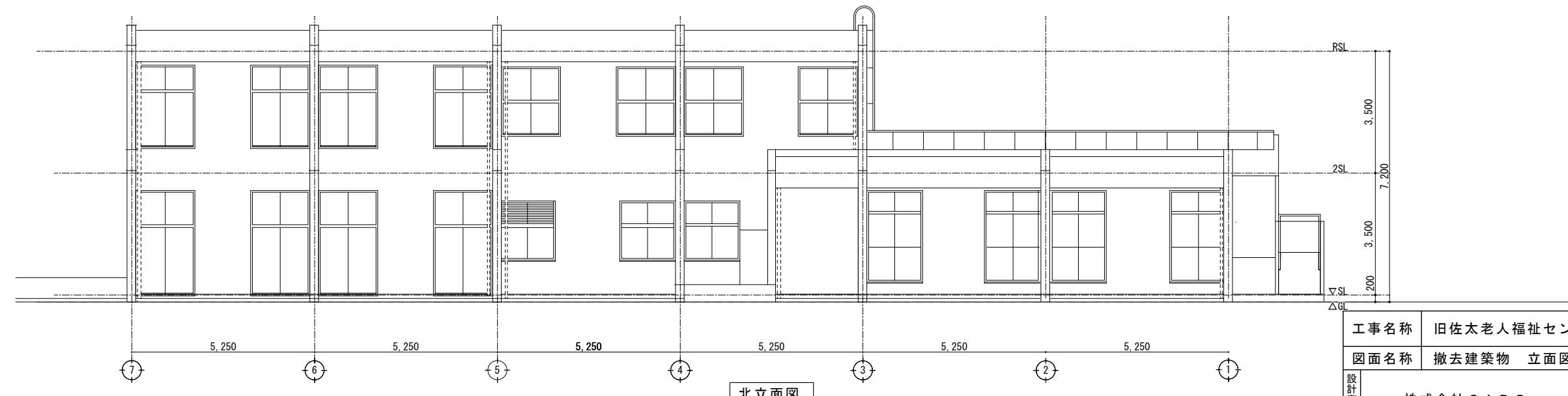
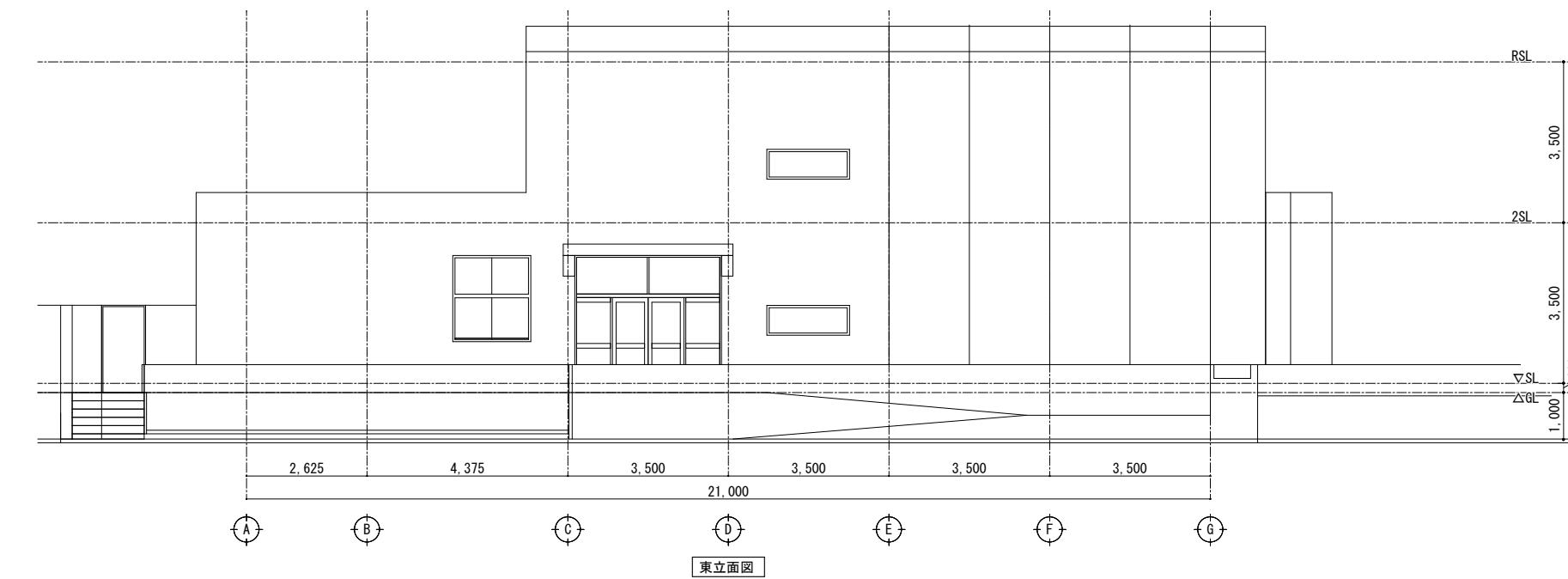
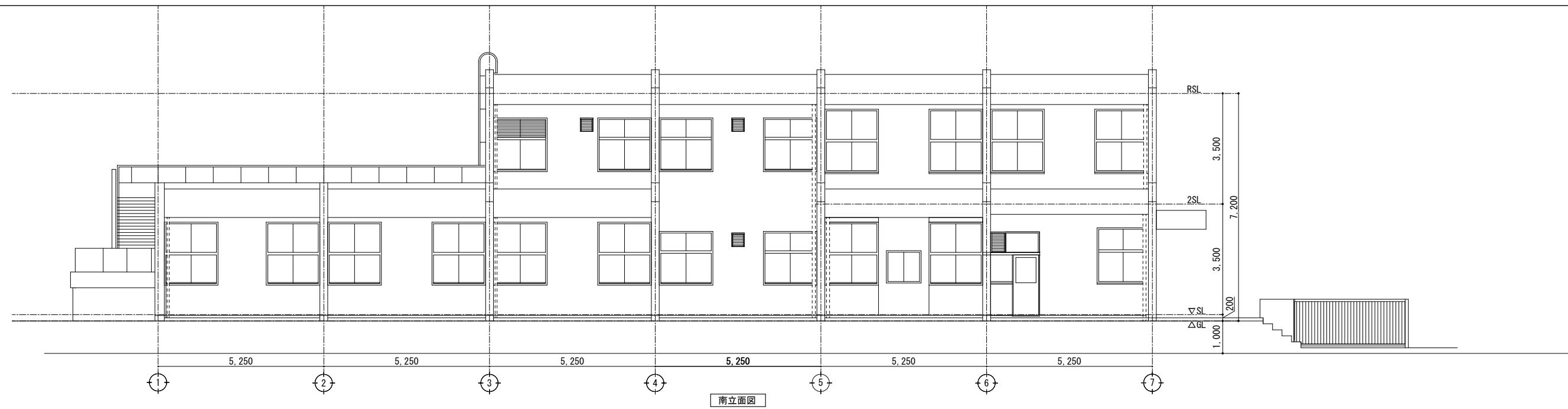
工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事				令和6年度
図面名称	撤去建築物 R階平面図				図面サイズ
設計事務所	株式会社 CADS				A2
	代	表	設	計	作
	清水	鈴木	鈴木	鈴木	図 縮 尺
	013	/	037		1/100

①	木製下駄箱 1/30	7カ所	②	ハーテイション 1/50	5カ所	②'	ガラス入りハーテイション 1/50	3.5カ所	③	1F倉庫木製棚 1/50	1カ所	④	脱衣室木製棚 1/50	2カ所
⑤	湯沸室 (1) キッチン 1/50	1カ所	⑥	湯沸室 (1) 木製吊戸棚 1/50	1カ所	⑦	湯沸室 (2) 木製吊戸棚 1/50	1カ所	⑧	湯沸室 (3) 木製吊戸棚 1/50	1カ所	⑨	2F倉庫木製棚 1/50	1カ所

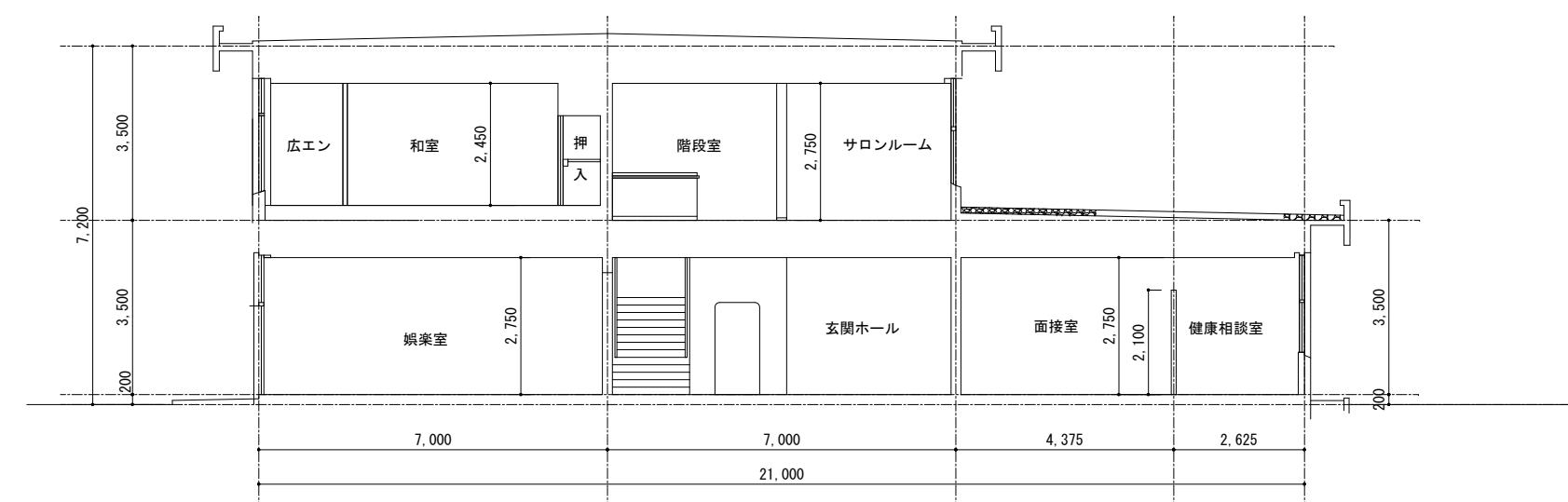
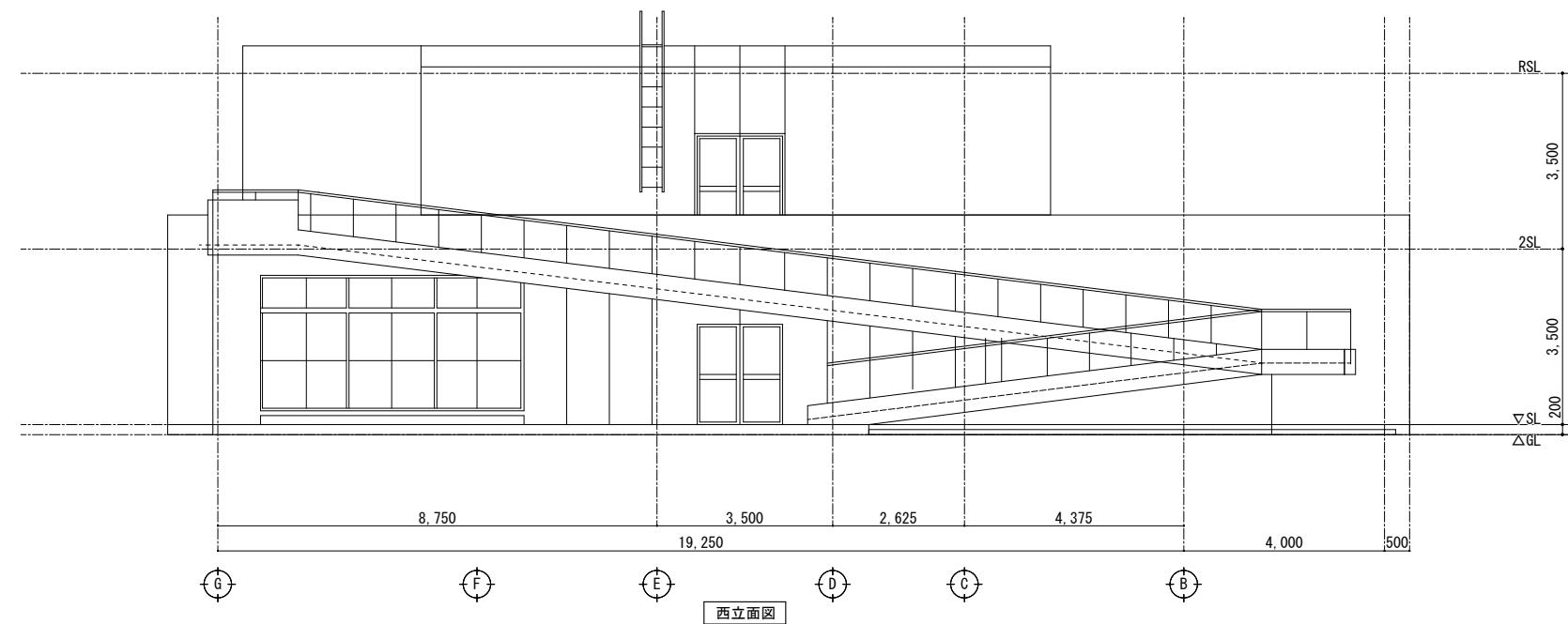
The technical drawings illustrate the following components:

- ① 木製下駄箱 1/30:** A wooden storage box with a height of 920mm.
- ② ハーテイション 1/50:** A simple wooden cabinet with a height of 300mm and a depth of 1,030mm.
- ②' ガラス入りハーテイション 1/50:** A wooden cabinet with glass doors, featuring a height of 900mm and a depth of 2,780mm. It includes a glass panel and two support posts labeled "40角アルミ支柱".
- ③ 1F倉庫木製棚 1/50:** A wooden shelving unit with a height of 2,350mm and a width of 600mm.
- ④ 脱衣室木製棚 1/50:** A wooden shelving unit with a height of 2,390mm and a width of 480mm.
- ⑤ 湯沸室 (1) キッチン 1/50:** A kitchen area with a stainless steel top (ステンレス天板) and a wooden side panel (木製袖板). Dimensions include 1,200mm height, 550mm depth, 800mm width, and 100mm gap.
- ⑥ 湯沸室 (1) 木製吊戸棚 1/50:** A wooden hanging cabinet with a height of 1,200mm and a depth of 430mm.
- ⑦ 湯沸室 (2) 木製吊戸棚 1/50:** A wooden hanging cabinet with a height of 1,200mm and a depth of 430mm.
- ⑧ 湯沸室 (3) 木製吊戸棚 1/50:** A wooden hanging cabinet with a height of 1,565mm and a depth of 430mm.
- ⑨ 2F倉庫木製棚 1/50:** A wooden shelving unit with a height of 2,310mm and a width of 770mm.

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事	令和6年度 図面サイズ
図面名称	内部詳細図	A2
設計事務所	株式会社 C A D S	代表設計作図縮尺 A 014 / 037 1/30 清水 鈴木 鈴木 1/50

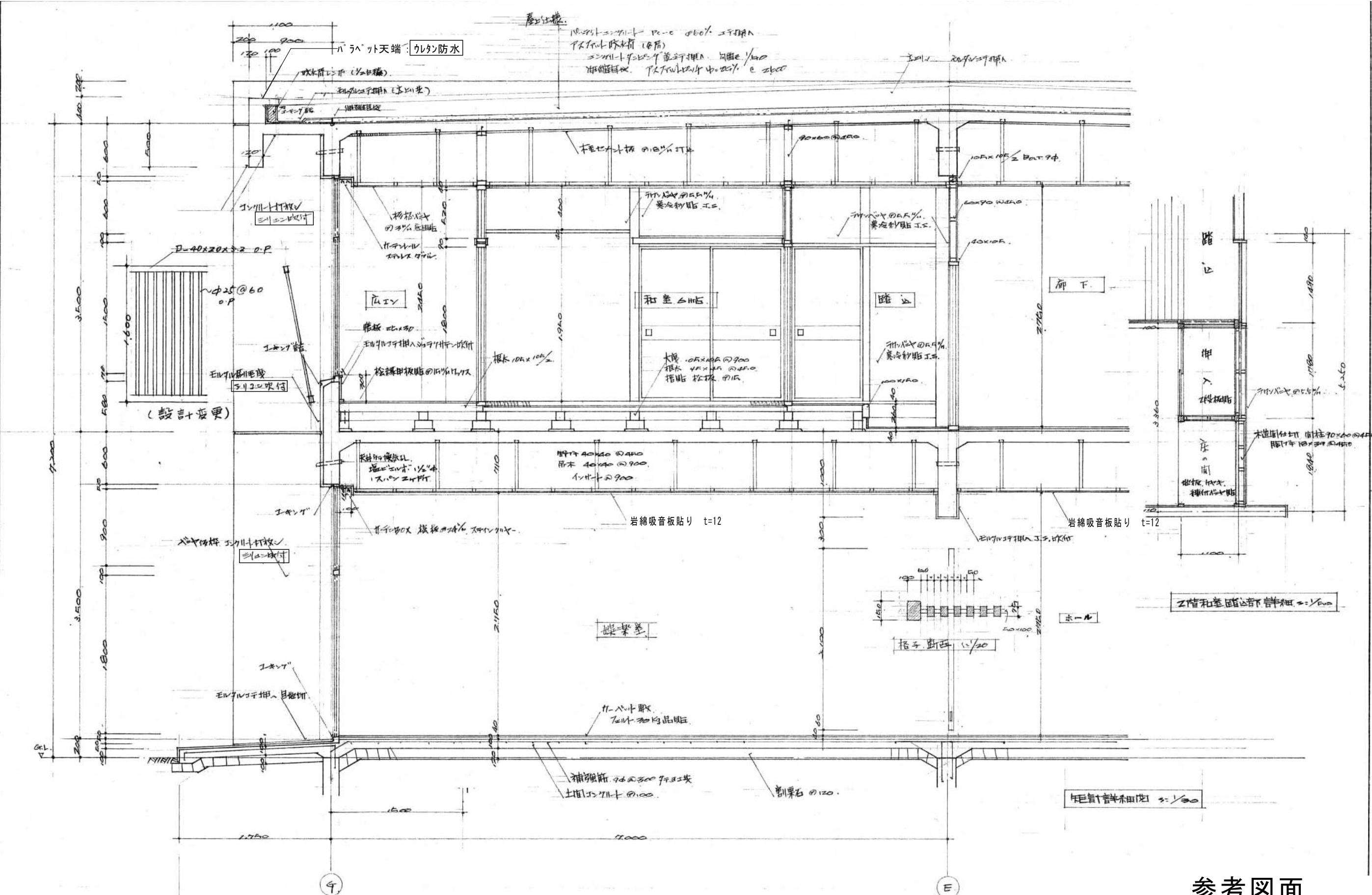


工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事				令和6年度 図面サイズ
図面名称	撤去建築物 立面図				A2
設計事務所	株式会社 CADS			代表設計作図縮尺	A
				清水 鈴木 鈴木	015 / 037
				1/100	



N-S 断面図

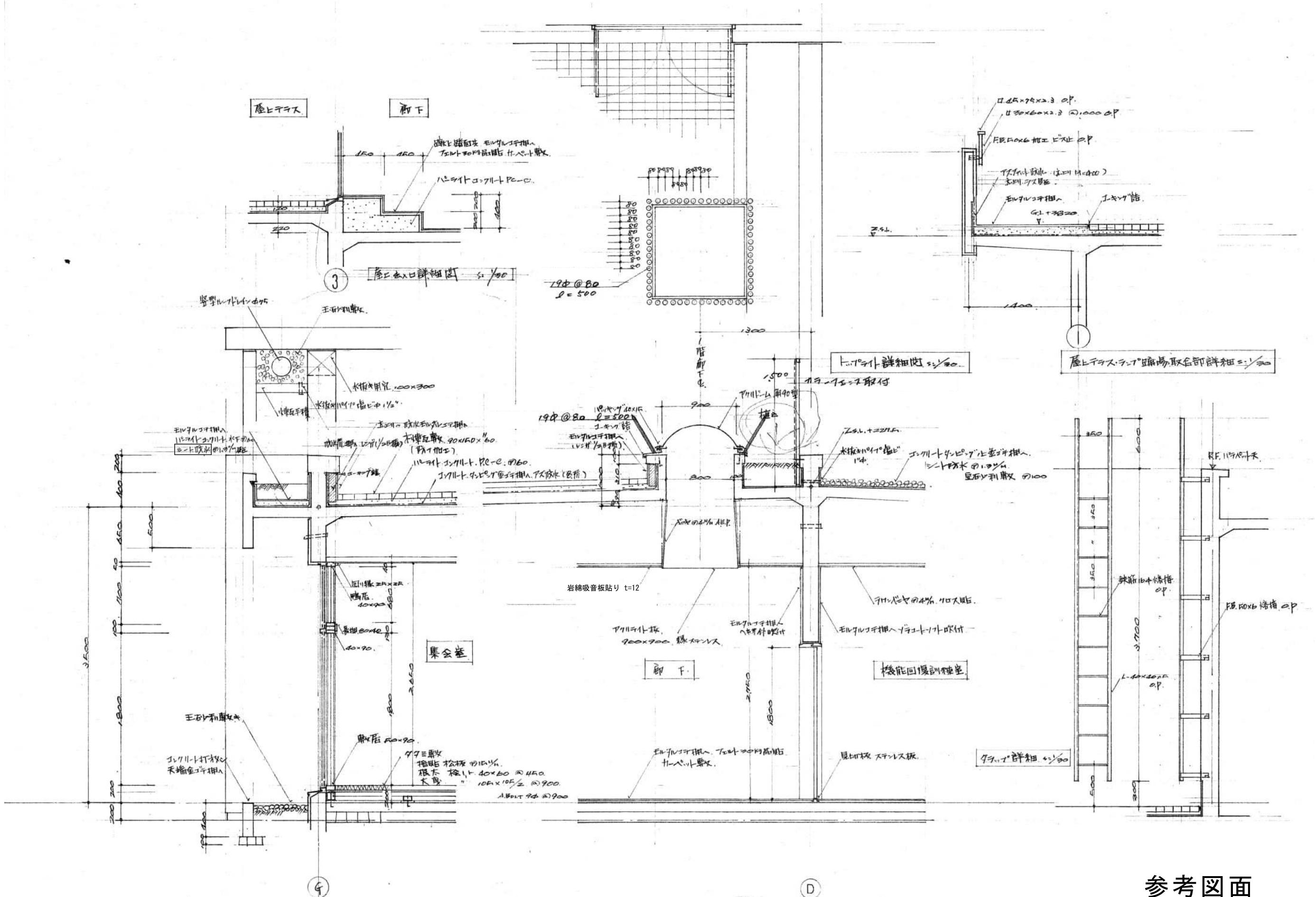
工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事					令和6年度 図面サイズ				
図面名称	撤去建築物 断面図					A2				
設計 事務所	株式会社 C A D S	代	表	設	計	作	図	縮	尺	A
		清水		鈴木		鈴木		1/100		016 / 037



参考図面

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事				令和6年度 図面サイズ				
図面名称	撤去建築物 矩計図(1)				A2				
設計事務所	株式会社 CADS	代	表	設	計	作	図	縮	尺
		清水	鈴木	鈴木	鈴木	1/30	017	/037	

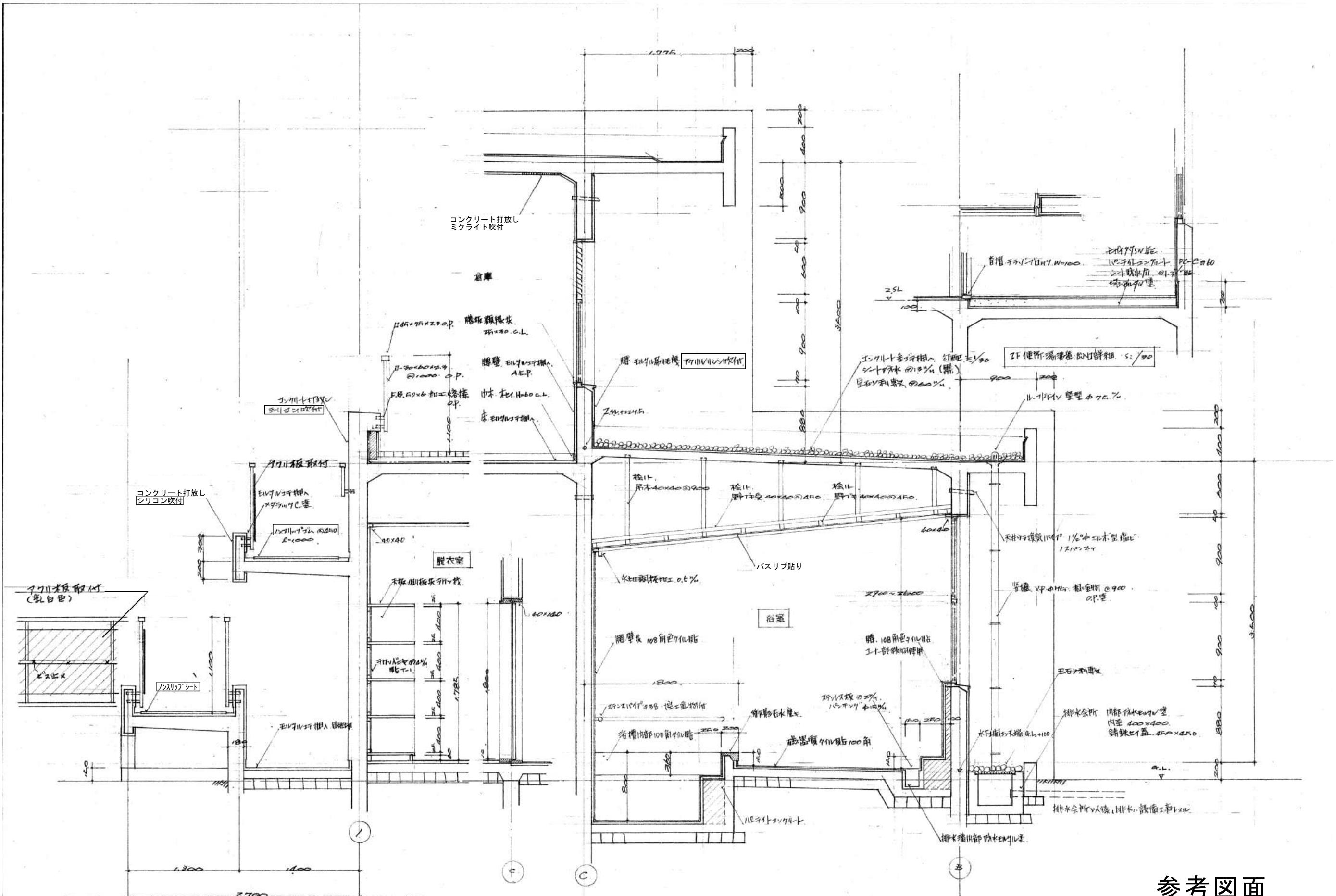
※ [] はアスベスト含有建材を示す。



参考図面

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事					令和6年度 図面サイド
図面名称	撤去建築物 矩計図(2)					A2
設計事務所	株式会社 C A D S	代表	設計	作図	縮尺	A
		清水	鈴木	鈴木	1/30	018 / 037

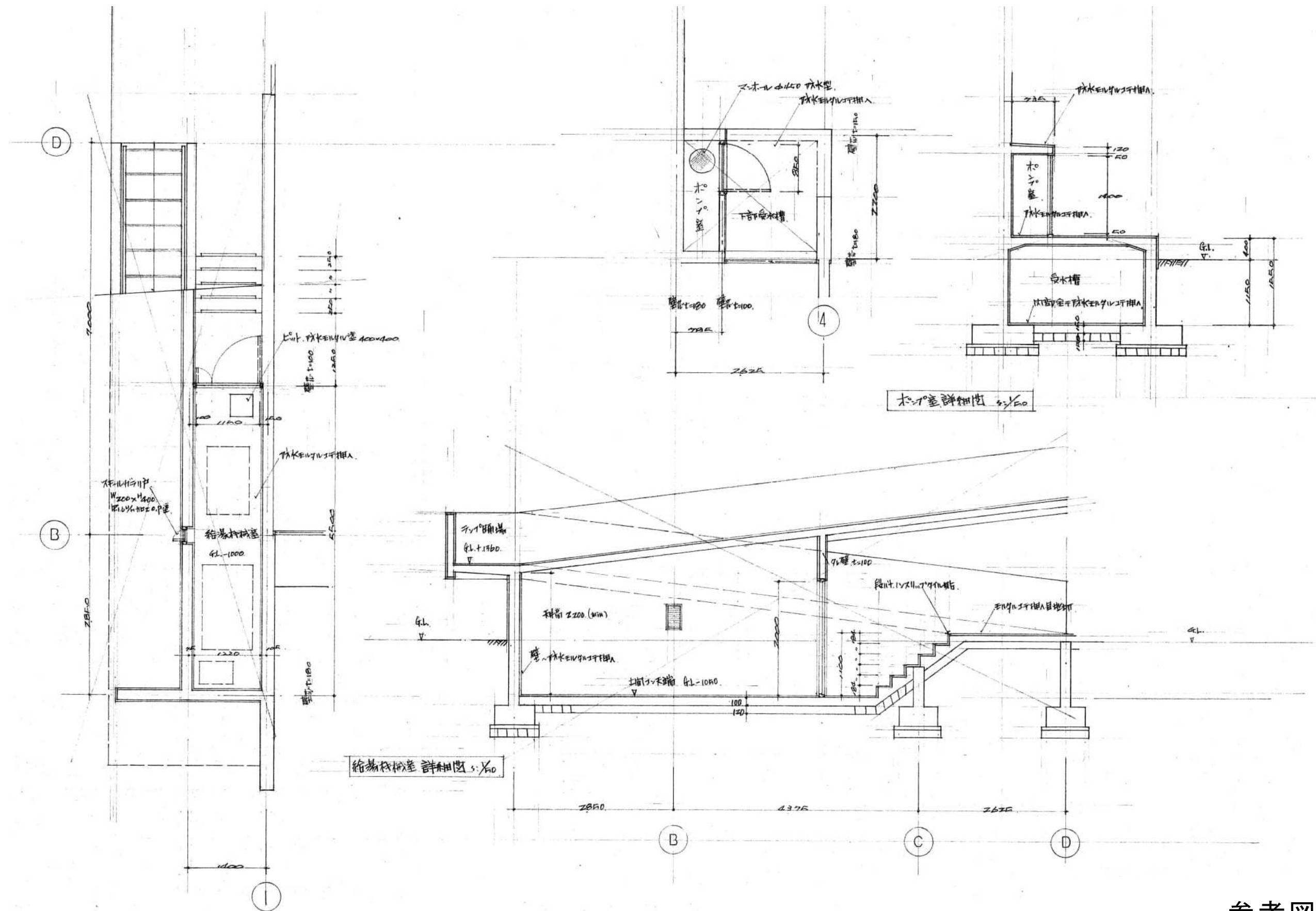
※□はアスベスト含有建材を示す。



参考図面

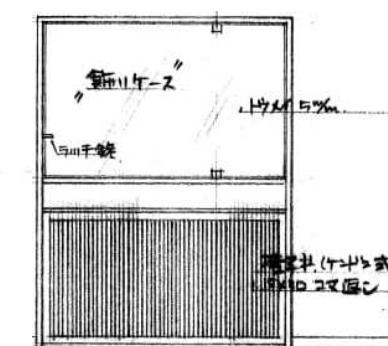
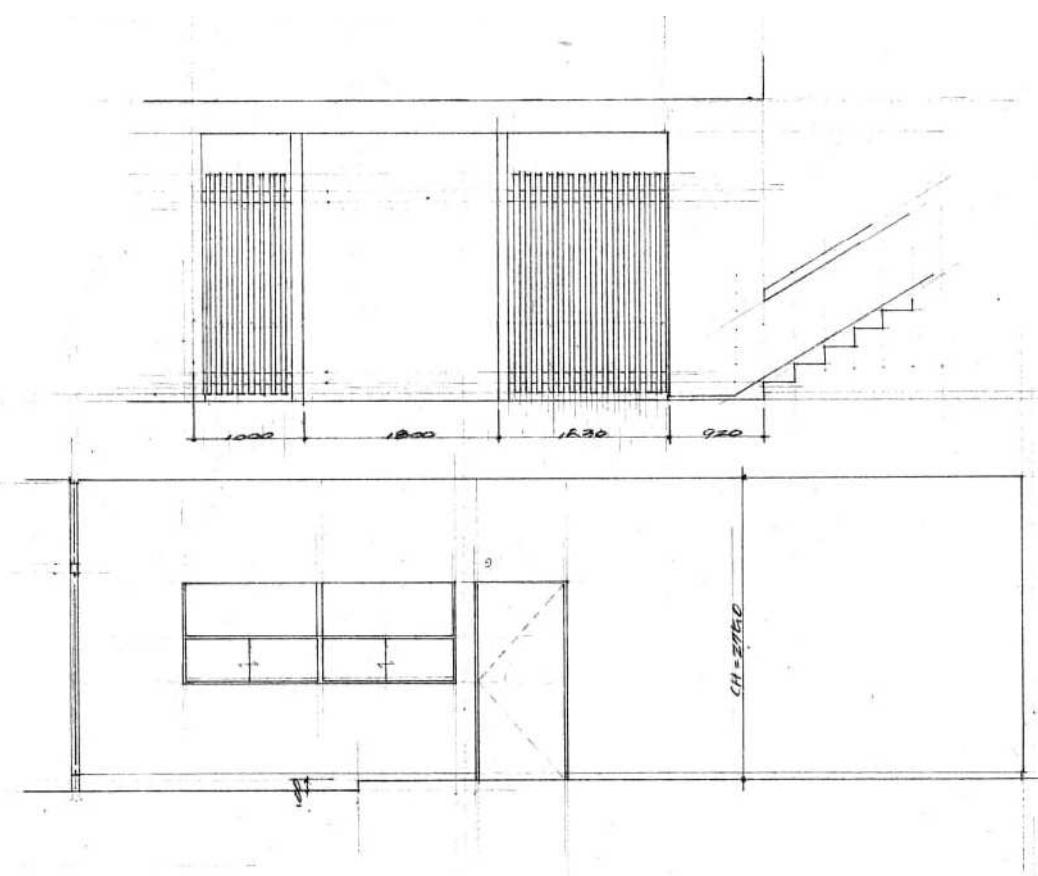
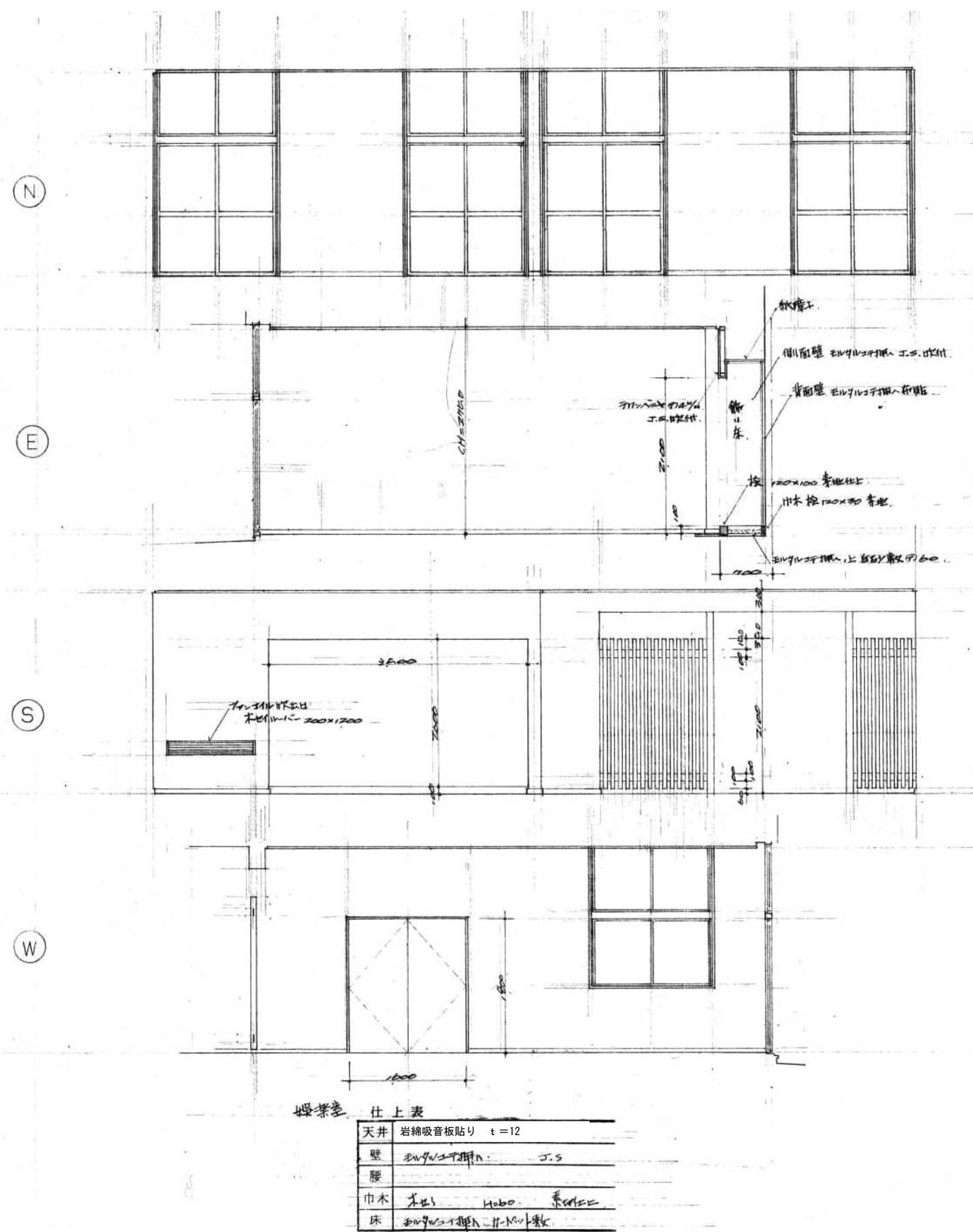
工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事				
図面名称	撤去建築物 矩計図(3)				
設計事務所	株式会社 CADS				
代表設計者	清水	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木
縮尺	1/30	019	037		

※ [] はアスベスト含有建材を示す。



参考図面

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事						令和6年度 図面サイ
図面名称	撤去建築物 矩計図(4)						A2
設計事務所	株式会社 C A D S	代 表	設 計	作 図	縮 尺		A 020 / 037
		清水	鈴木	鈴木	1/50		



蝶葉草 仕上

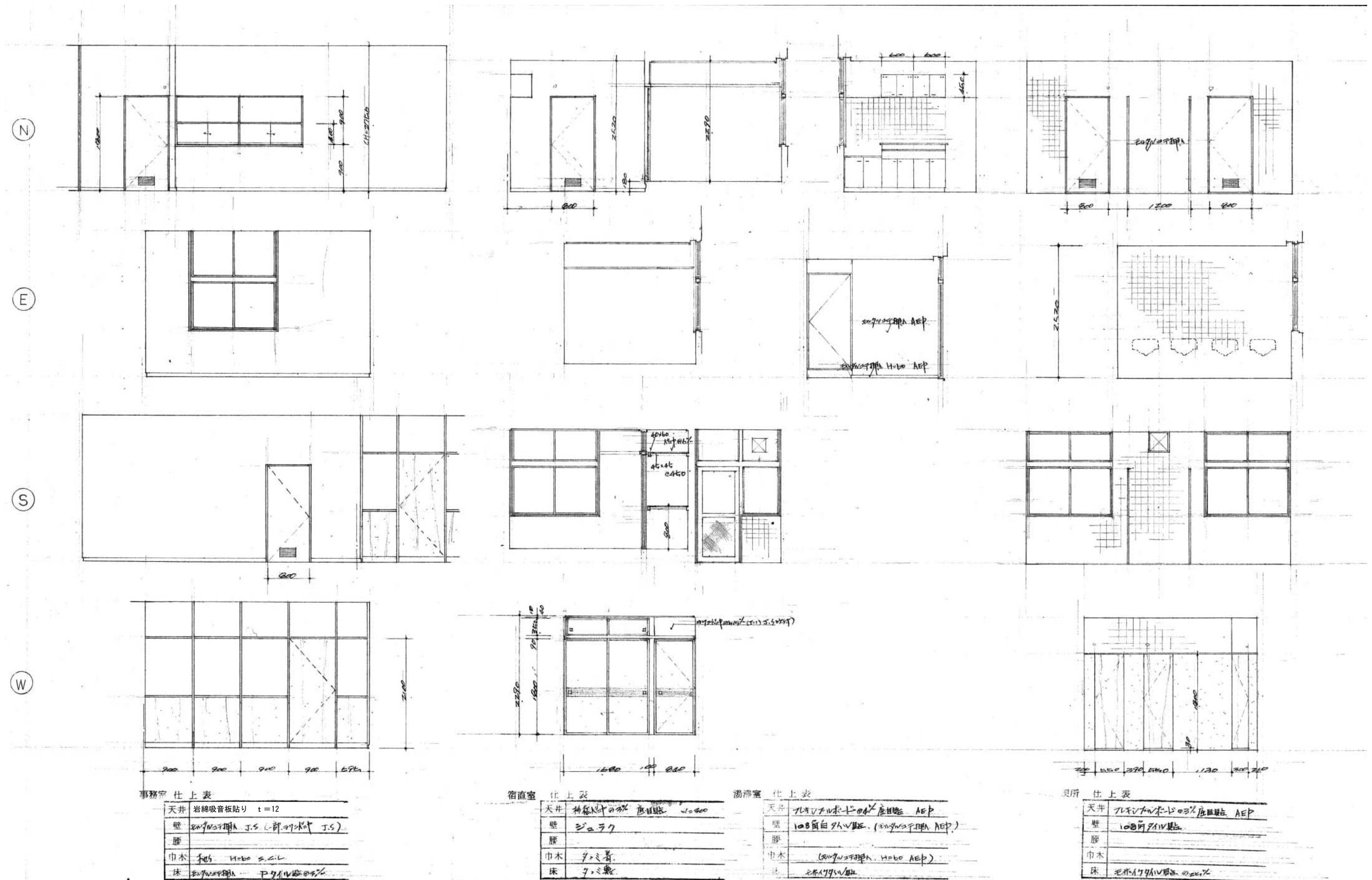
天井	岩綿吸音板貼り	$t = 12$
壁	モルタル仕上げ	J.S.
腰		
巾木	木板	H=60
床	モルタル仕上げ	木板仕上

ホール 住上

天井	岩綿吸音板貼り t = 12
壁	モルタル仕上げ J.S.
腰	
巾木	木 H=60 C.L.
床	モルタル仕上げ H=100

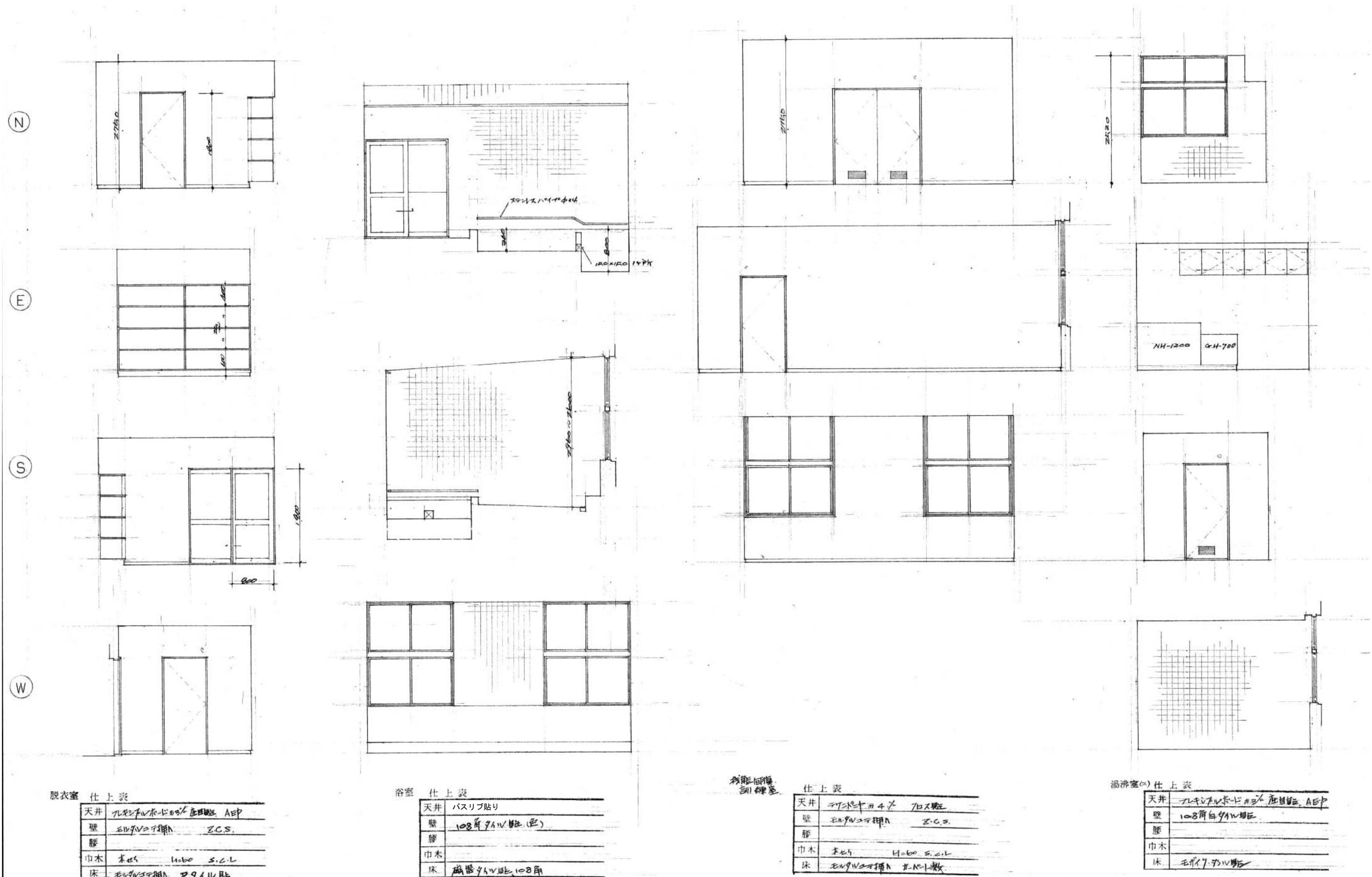
参考図面

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事					令和6年度 図面サイズ
図面名称	撤去建築物 展開図(1)					A2
設計事務所 株式会社 C A D S	代	表	設	計	作	図 縮尺
	清水	鈴木	鈴木		1/50	021 / 037



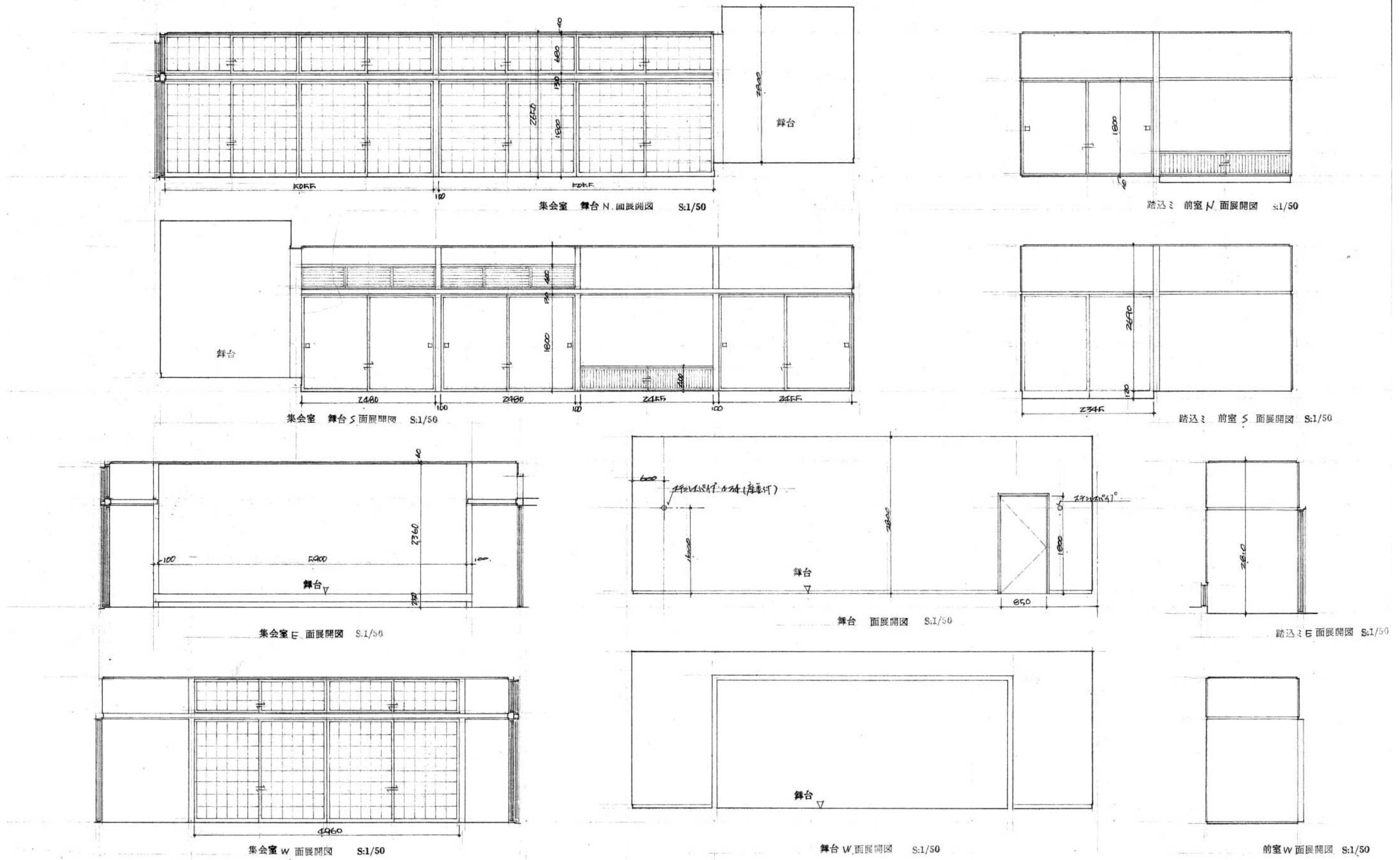
参考図面

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事				
図面名称	撤去建築物 展開図(2)				
設計事務所	株式会社 CADS				
	代表	設計	作図	縮尺	A
	清水	鈴木	鈴木	1/50	022 / 037



参考図面

工事名称		旧佐太老人福祉センター解体工事					令和6年度 図面サイズ	
図面名称		撤去建築物 展開図(3)					A2	
設計事務所	株式会社 CADS	代	表	設	計	作	図	縮尺
		清水	鈴木	鈴木	鈴木	1/50	023 / 037	



仕上表 廉会室	
天井	移動式中段天井板 H=450
壁	セメントレンガ部 H=450
床	タタミ敷
巾木	タタミ板
床	桐縁側板 田口木 H=100

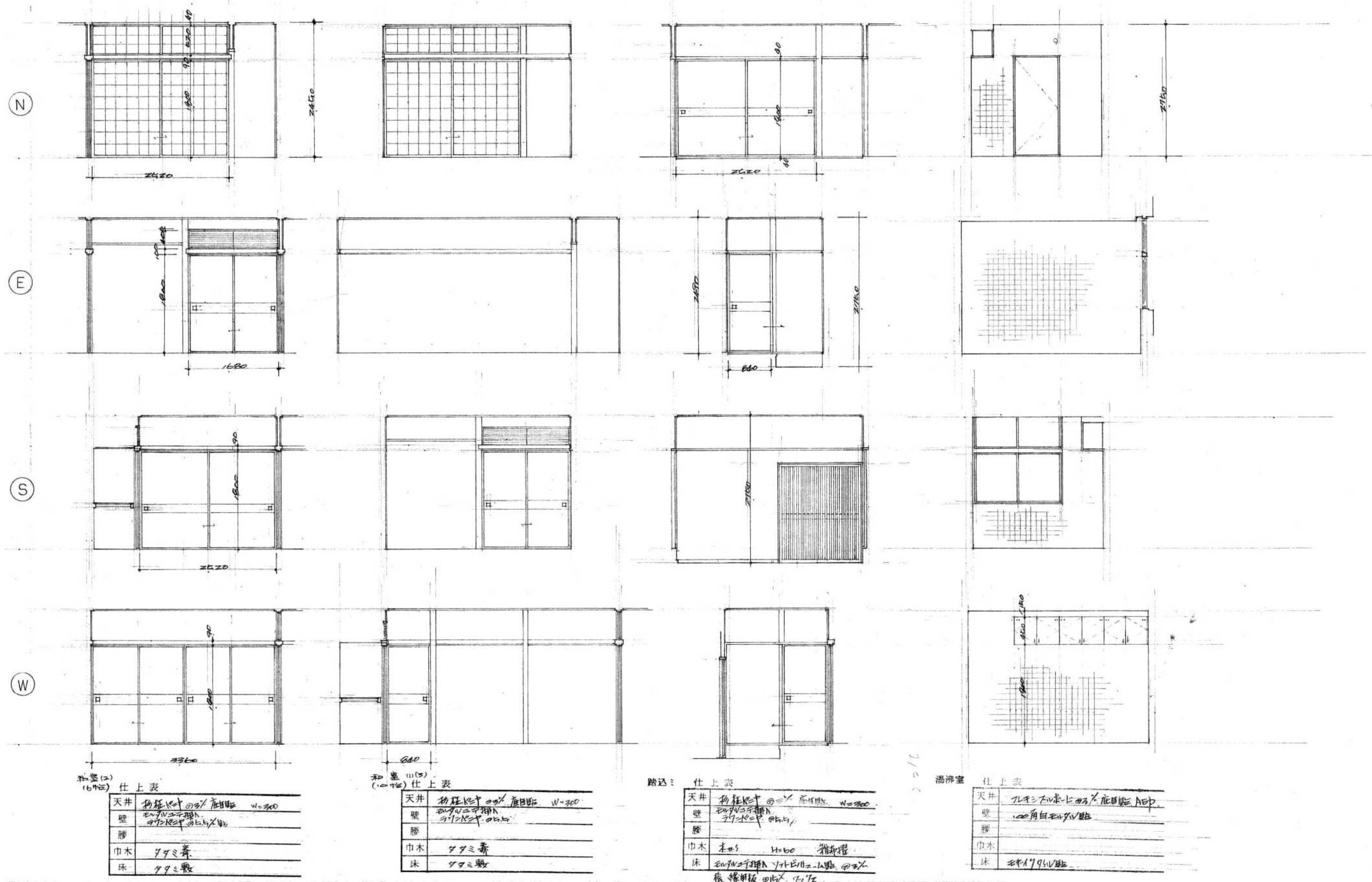
仕上表 勇室	
天井	移動式中段天井板 H=300
壁	セメントレンガ部 H=300
床	タタミ敷
巾木	タタミ板
床	桐縁側板 田口木 H=100

仕上表 踏込	
天井	移動式中段天井板 H=300
壁	セメントレンガ部 H=300
床	タタミ敷
巾木	タタミ板 H=50
床	桐縁側板 田口木 H=100

仕上表 舞台	
天井	アクリル板 H=450 工事用
壁	セメントレンガ部 布目瓦
床	木天板 H=100 番砂
巾木	桐縁側板 田口木 H=100
床	桐縁側板 田口木 H=100

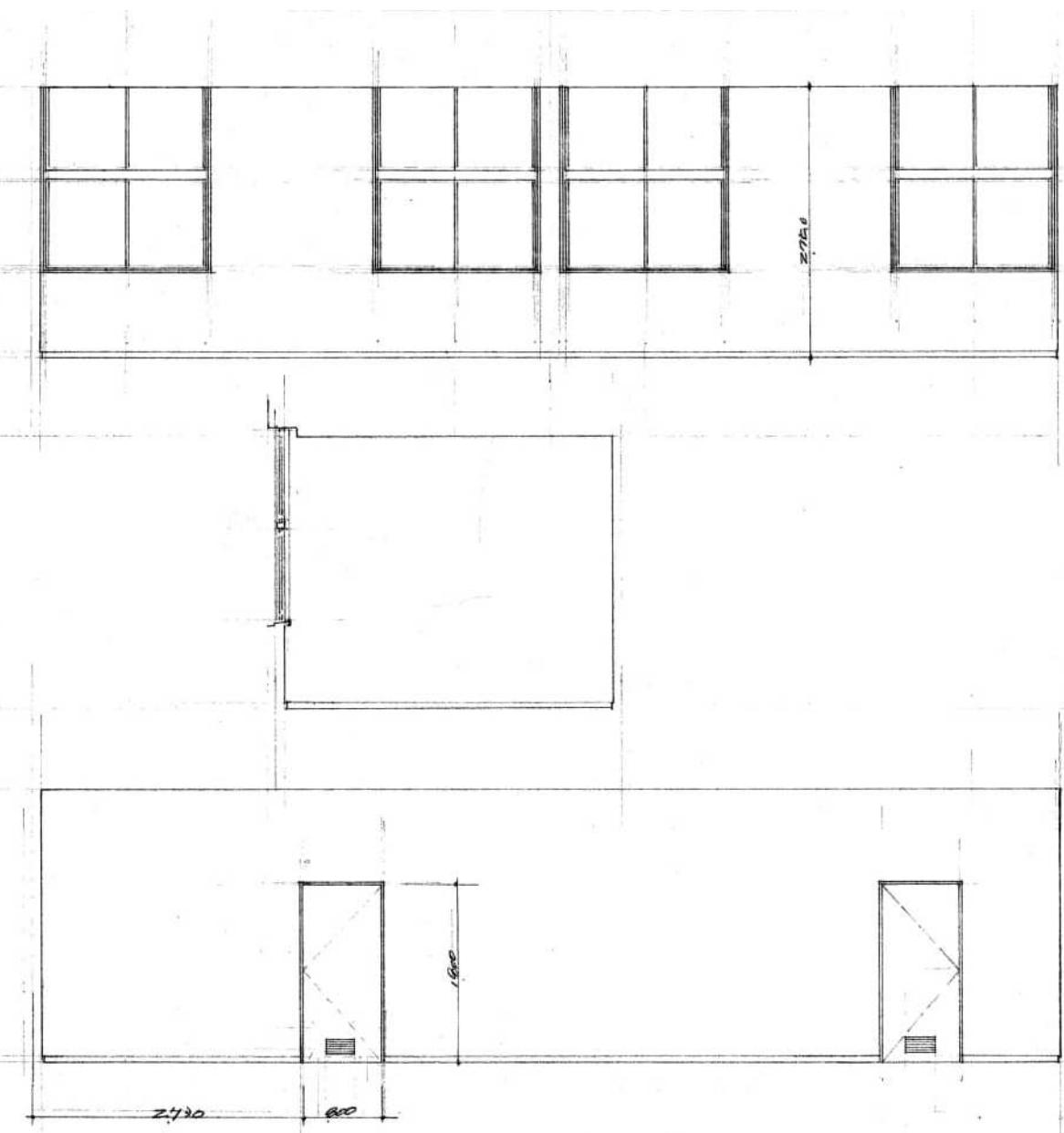
参考図面

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事			令和6年度 図面サイズ
図面名称	撤去建築物 展開図(4)			A2
設計事務所	株式会社 CADS	代	表	設計作図縮尺
		清水	鈴木	1/50 024 / 037



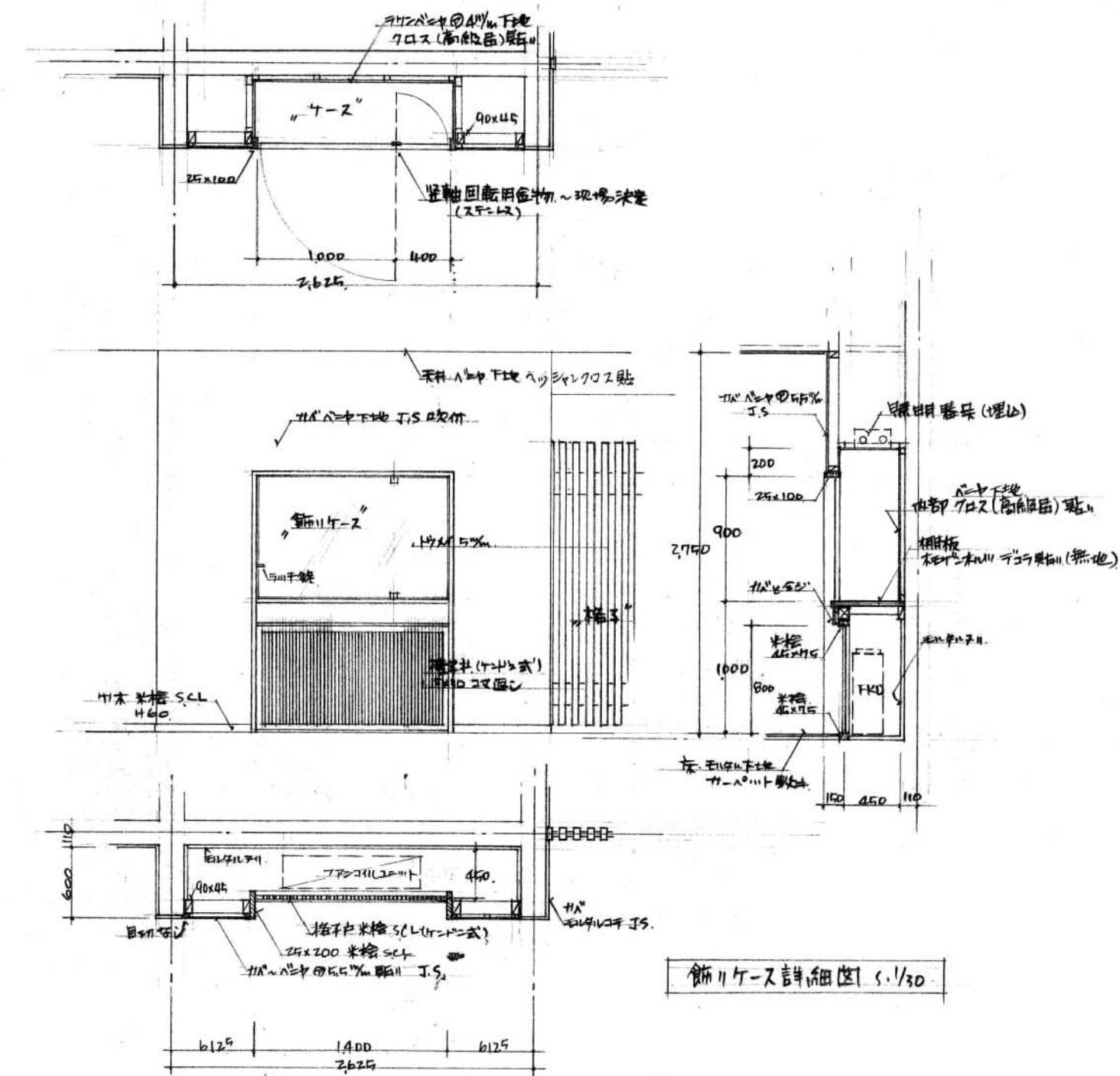
参考図面

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事				令和6年度 図面サイズ
図面名称	撤去建築物 展開図(5)				A2
設計事務所	株式会社 CADS				A
	代	表	設	計	作
	清水	鈴木	鈴木	鈴木	1/50
	025	/	037		



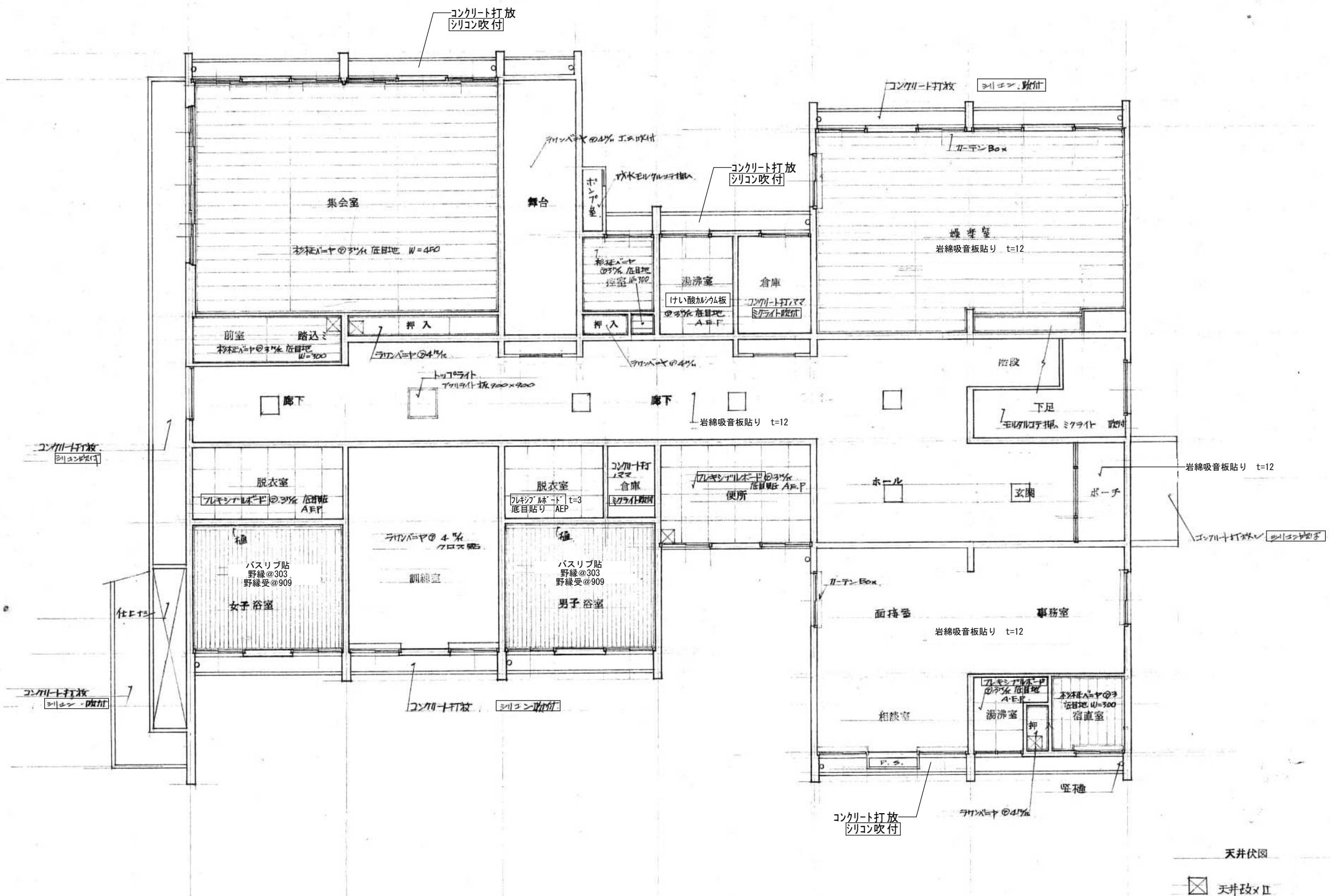
圖書館 住上

天井	岩綿吸音板貼り	t=12
壁	セメント系	吸音材
腰		
巾木	木板	H=60 S.C.L
床	エポキシ樹脂	アクリル樹脂



参考図面

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事						令和6年度 図面サイノ		
図面名称	撤去建築物 展開図(6)						A2		
設計事務所	株式会社 C A D S	代	表	設	計	作	図	縮	尺
		清水	鈴木	鈴木		1/30 1/50			A 026 / 037



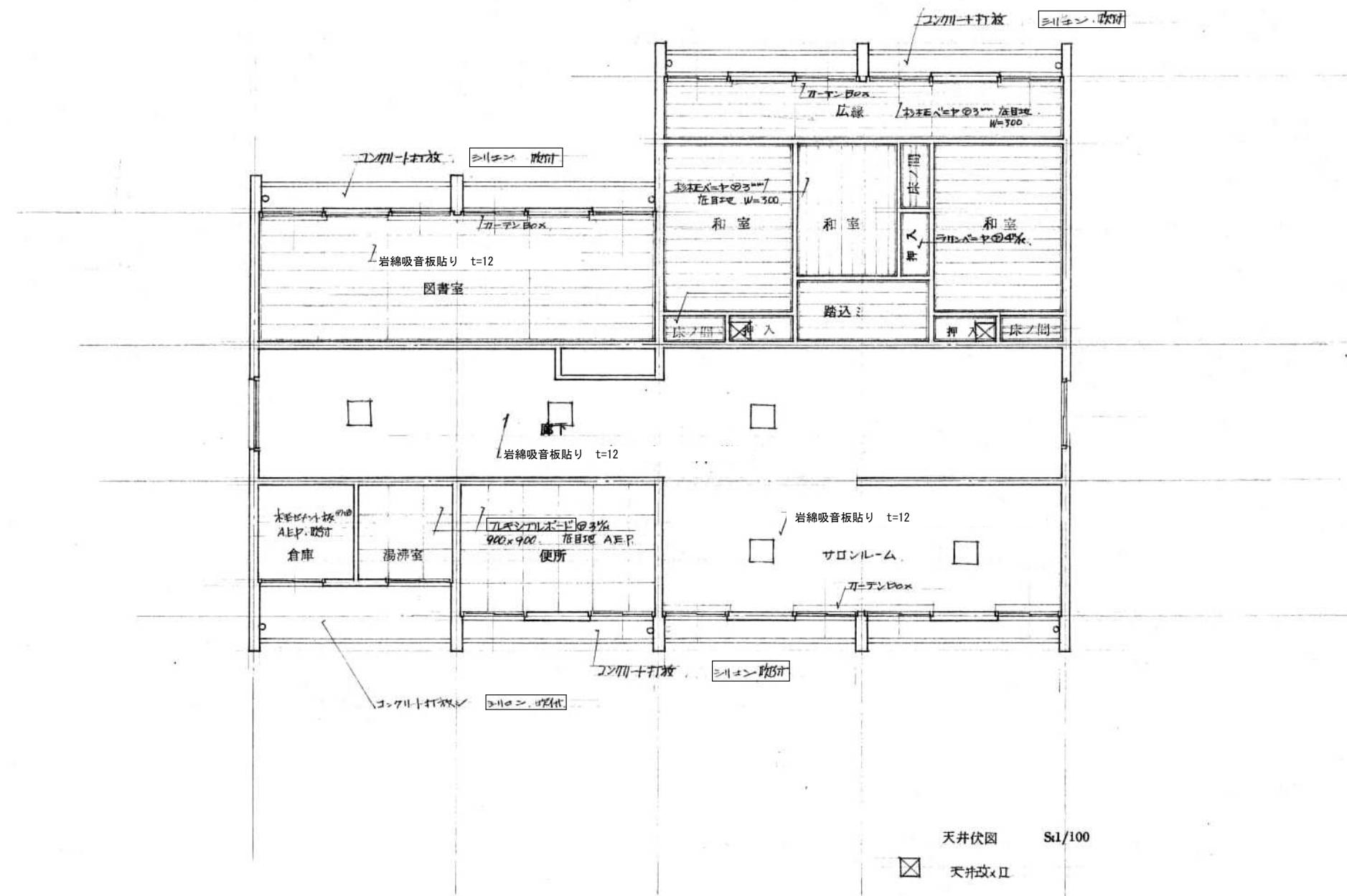
天井図

天井改メモ

参考図面

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事				令和6年度 図面サイズ
図面名称	撤去建築物 1階天井図				A2
設計事務所	株式会社 CADS		代表	設計	作図 縮尺
			清水	鈴木	鈴木 1/100

※ [] はアスベスト含有建材を示す。



参考図面

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事					令和6年度 図面サイズ
図面名称	撤去建築物 2階天井伏図					A2
設 計 事 務 所	株式会社 C A D S	代 表	設 計	作 図	縮 尺	A
		清水	鈴木	鈴木	1/100	028 037

※□はアスベスト含有建材を示す。

参考図面

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事						令和6年度 図面サイズ
図面名称	撤去建築物 建具表(1)						A2
設計事務所 株式会社 C A D S	代表	設計	計作	図	縮尺		A
	清水	鈴木	鈴木		1/50		029 / 037

部品番号	(AW) 8	1F 2F	1	(AP) 1	1F 2F	1	(AP) 2	1F 2F	1	(AP) 3	1F 2F	1	(AP) 4	1F 2F	1
位置	事務室 N.	玄関 E.								廊下 W				PS 改造.	
種類	引戸 45°窓 (棒アーチ)	散葉三ランク、両袖付両面引戸アーチ.								腰壁、脚柱アーチ.				鋼製手すり.	
内寸法	2,440 × 900.	3,210 × 2,836.								1,600 × 2,500.				1,000 × 900.	
硝子類	磨光アーチガラス、引戸アーチガラス.	アーチガラス (80×70) 9-2N-GX 0.3%								1.7m × 0.3m				1.6m × 1.6m.	
板類														壁紙、漆喰.	
附属金物	シロバニル-1L.	ドア-ヒンジ、ミルク-錠、押板.								丁番、取手.				漆喰取手.	
備考		ドア-ヒンジ.								丁番、取手.				漆喰取手.	
寸法図															
部品番号	(AW) 9	1F 2F	1	(AW) 10	1F 2F	4	(AP) 2	1F 2F	1	(AP) 3	1F 2F	1	(AP) 4	1F 2F	1
位置	事務室 E.	集合室 N.								木造アーチ.				組立機械室.	
種類	二枚引戸アーチガラス.	二枚引戸アーチガラス.								片開きスチールアーチガラス.				組立機械室.	
内寸法	1,600 × 1,825.	1,600 × 600.								800 × 1,000.				200 × 400.	
硝子類	1.7m × 0.3m	1.7m × 0.3m								1,100 × 2,000.				1.6m × 1.6m.	
板類										1.6m × 1.6m.				1.6m × 1.6m.	
附属金物	ドアセイ、引手、戸車.	ドアセイ、引手、戸車.								軸吊構造、握手仕レバーハンドル.				蝶番、取手.	
備考										O.P.				O.P.	
寸法図															

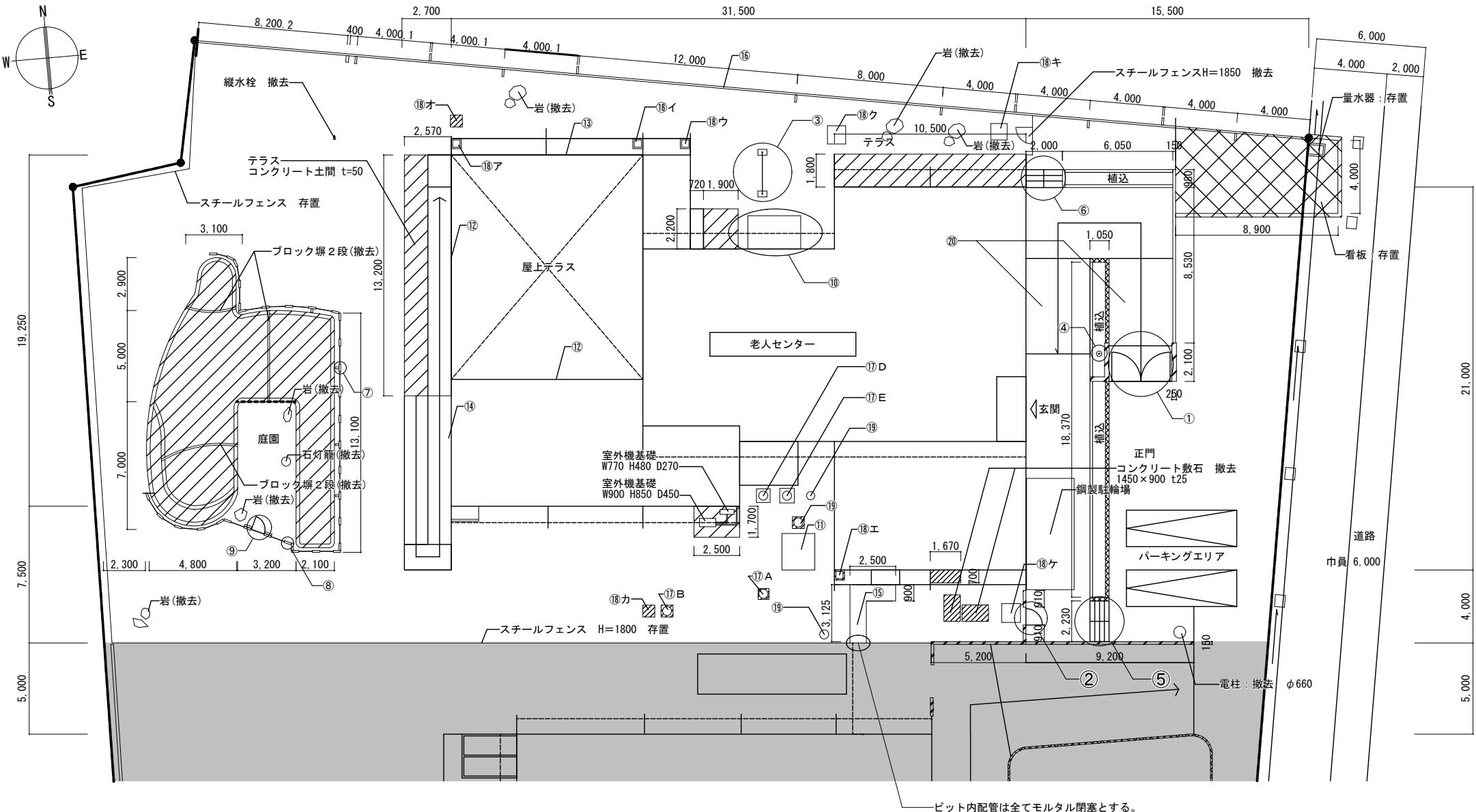
参考図面

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事				令和6年度 図面サイズ
図面名称	撤去建築物 建具表(2)				A2
設計事務所	株式会社 CADS				A
清水	鈴木	鈴木	鈴木	1/50	030 / 037

符号	数量			種類	内法寸法	見込	板類	附属金物						塗装	備考	
	1階	2階	計					ビードドリル	握手付空鍵	握手付汎用鍵	ドア-エバーハート	L-ル	戸車	錠前		
D-1	4	4	7	各室出入口	片開きフラッシュ戸 ガラリ付 800×1800	33	幅木=7 Φ4mm	○	○	●	○					
D-2	7	1	8	各室出入口	片開きフラッシュ戸	800×1800	33	合戸	○	○	○	○				
D-3	1		1	接客室出入口	全上	745×1800	33	全上	○	○	○	○				
D-4		2	2	廊下出入口	全上 ガラリ付	800×1800	33	幅木=7 Φ4mm	○	○	○	○				
D-5	2		2	仓库①出入口	両開きフラッシュ戸	1600×1800	33	幅木=7 Φ4mm	○	○	○	○			フランス着色	
D-6	1		1	集会室出入口	引手ガイド子戸	2345×1800	33			シール鍵	○	○	○	○	○	
D-7	1		1	集会室前室出入口	引手ガイドスマ	2445×1800	211						○	○	本白	3
D-8	1		1	集会室外部(ラス側)	4枚引手ガラス戸子戸付	4940×1800 → 4940×680	30						○	○	純ズレ-P	
D-9	2		2	集会室外部	全上	5000×1800 → 5000×680	30						○	○	純ズレ-P	
D-10	2		2	集会室押入	引手ガイドスマ	2480×1800	211						○	○		
D-11	1		1	握手室押入	全上	1640×1800	211						○	○		
D-12	2		2	浴室出入口	アルミ片引き	840×180 900×1,800	100						○	○	型板ガラス 5mm	
D-13	1		1	宿直室出入口	片開きスマ	768×1800	211							把手1個、丁番2個		
D-14	1		1	宿直室押入	引手ガイドスマ 天板付	1586×1800 → 1586×620	211						○			
D-15	3	6	9	大便所出入口	片開きフラッシュ戸	5100×1800	40	メラミン化粧合板						手洗い(横3脚付) 碑示鍵、ラバーピン		
D-16	1	2	2	便所PS	全上	300×1800	40							丁番2個、ゴム1		
D-17	1	1	1	和室6帖出入口	片引込格子戸	1490×1800	33						○	○	鍵錠	
D-18	2	2	2	和室10帖出入口	片引スマ	1190×1800	211						○	○		
D-19	1	1	1	和室6帖6帖出入口	引手ガイドスマ	2120×1800	211						○	○		
D-20	1	1	1	和室6帖~10帖出入口	4枚引手ガイドスマ	3310×1800	211						○	○		
D-21	1	1	1	広エントランス	引手ガラス戸子戸子付	2520×1800 → 2520×620	30						○	○	純ズレ-P	
D-22	1	2	2	和室10帖押入	引手ガイドスマ	1630×1800	211						○	○		
D-23	1	1	1	和室6帖押入	全上	1680×1800	211						○	○		
W-1	1		1	集合室	引手ガラス戸	2445×400	30						○	○	純ズレ-P	

参考図面

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事	令和6年度 図面サイズ
図面名称	撤去建築物 建具表(3)	A2
設計事務所	株式会社 CADS	代表設計作図縮尺
		031 / 037
		清水 鈴木 鈴木 1/50



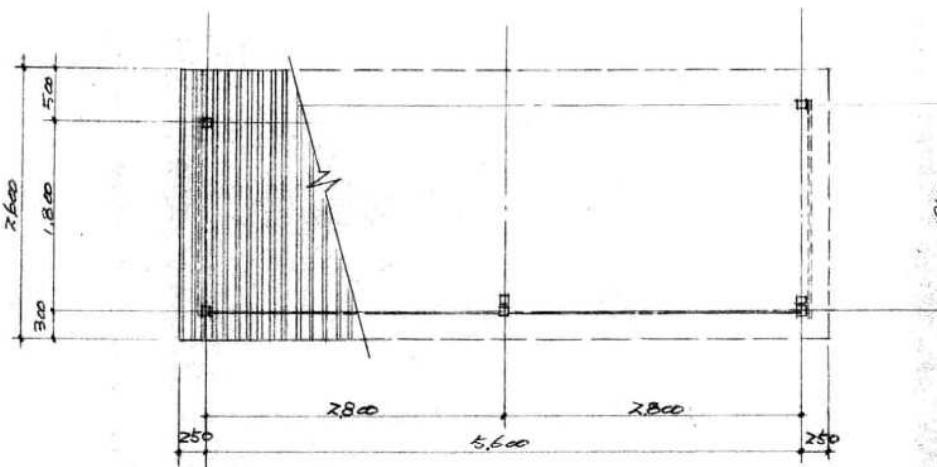
凡例		
記号	名 称	区分
①	鉄製両開き扉	撤去
②	鉄製片開き扉	撤去
③	鉄棒	撤去
④	外灯	撤去
⑤	階段1	撤去
⑥	階段2	撤去
⑦	CB壁	撤去
⑧	CB壁 端部	撤去
⑨	鉄製片開き扉	撤去
⑩	波板屋根	撤去
⑪	キュービクル	撤去
⑫	フェンス (A)	撤去
⑬	フェンス (B)	撤去
⑭	手摺	撤去
⑮	設備配管用ピット詳細図	撤去
⑯	コンクリートブロック塀詳細図	存置
[格子]	存置範囲を示す。(擁壁共)	存置

特記
 ・工事境界内の構築物は全て撤去のこと。
 ・存置範囲内の量水器及び、看板は存置とし、樹木のみ撤去すること。

撤去・移設・凡例		
記号	名 称	区分
[斜線]	コンクリート土間 t=50	撤去
[格子]	存置範囲	存置
[斜線]	コンクリート塀	存置
[二重線]	ブロック塀	存置
[斜線]	間知石積 仮撤去の上、敷地内存置	存置

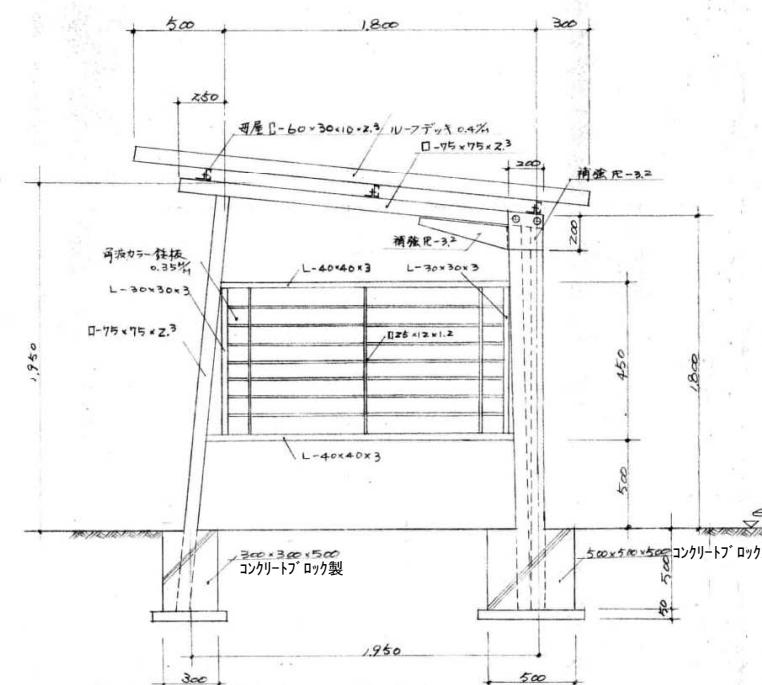
※敷地内の電柱撤去については、事前にNTTと協議を行うこと。
 ※東側の入り口。擁壁の間知石に関しては存置範囲で保管すること。

鋼製駐輪場平面図 1 / 50



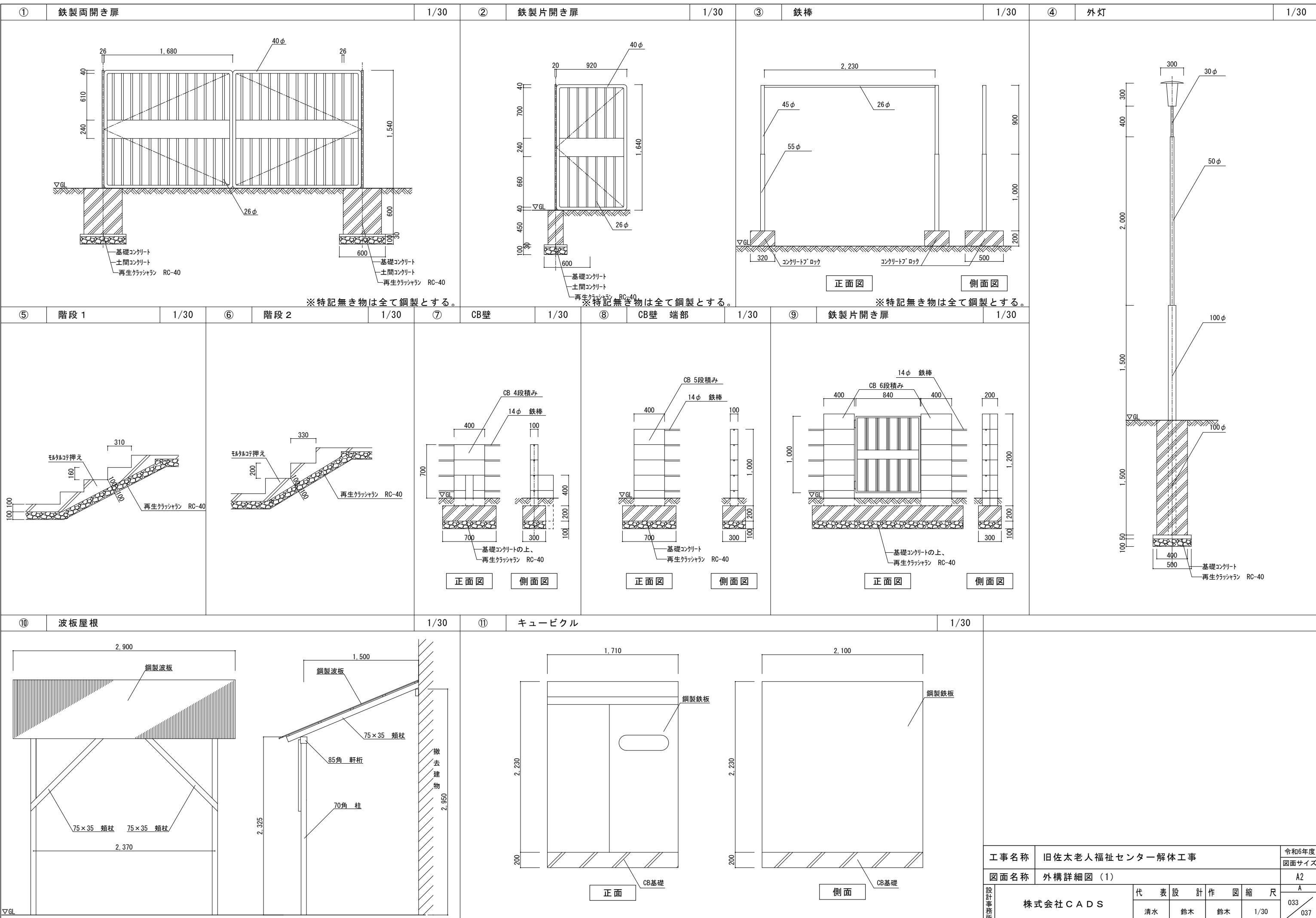
※図中は全て鋼製とする。

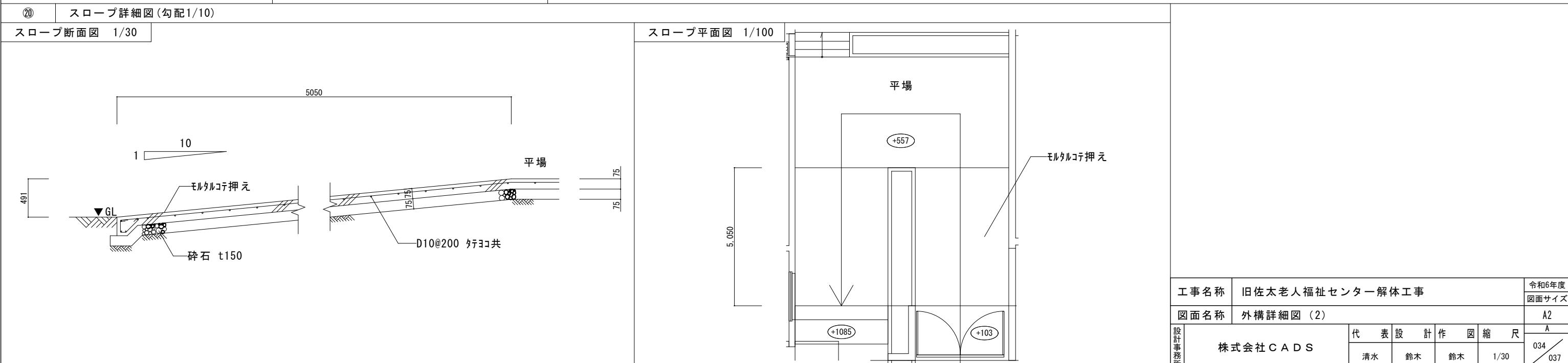
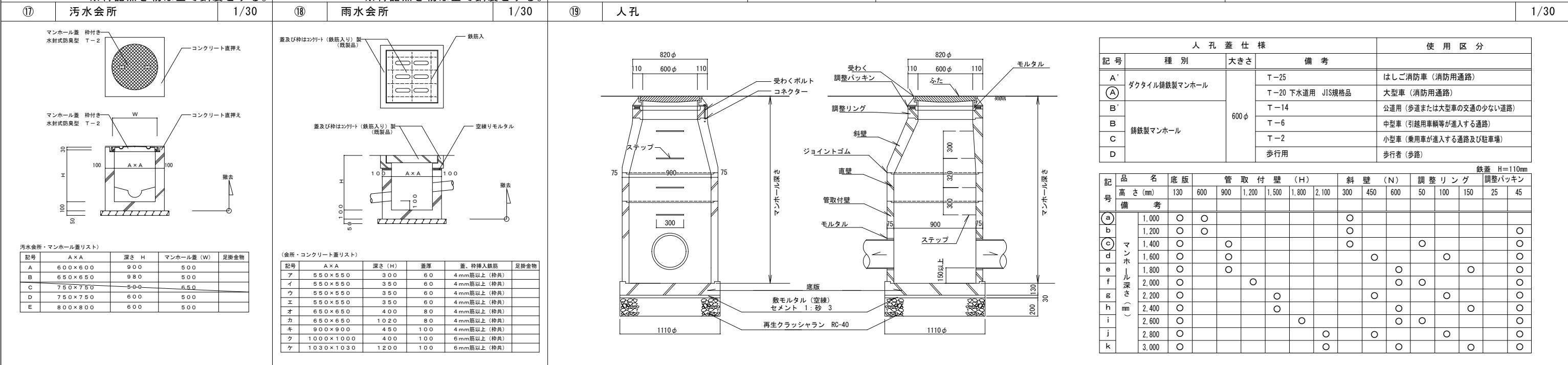
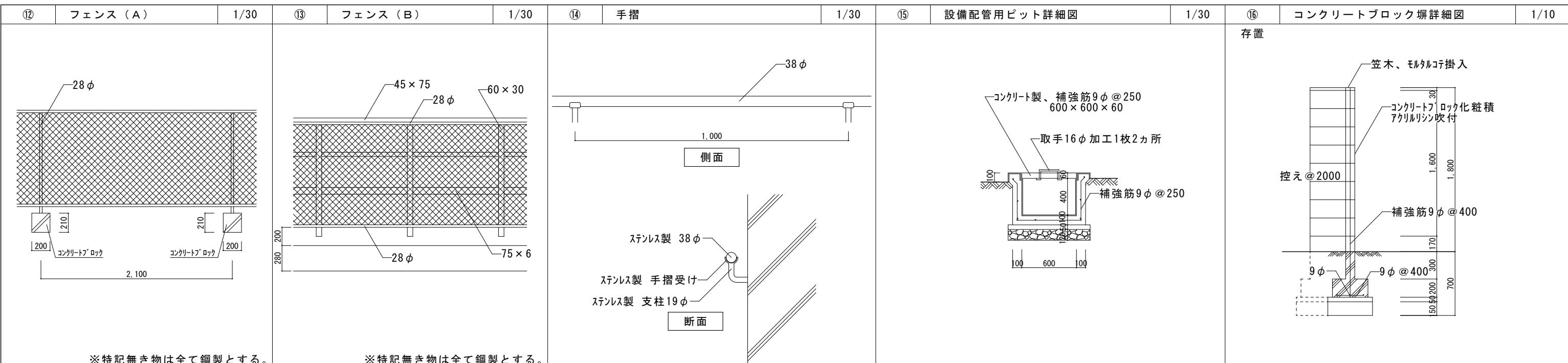
鋼製駐輪場断面詳細図 1 / 30

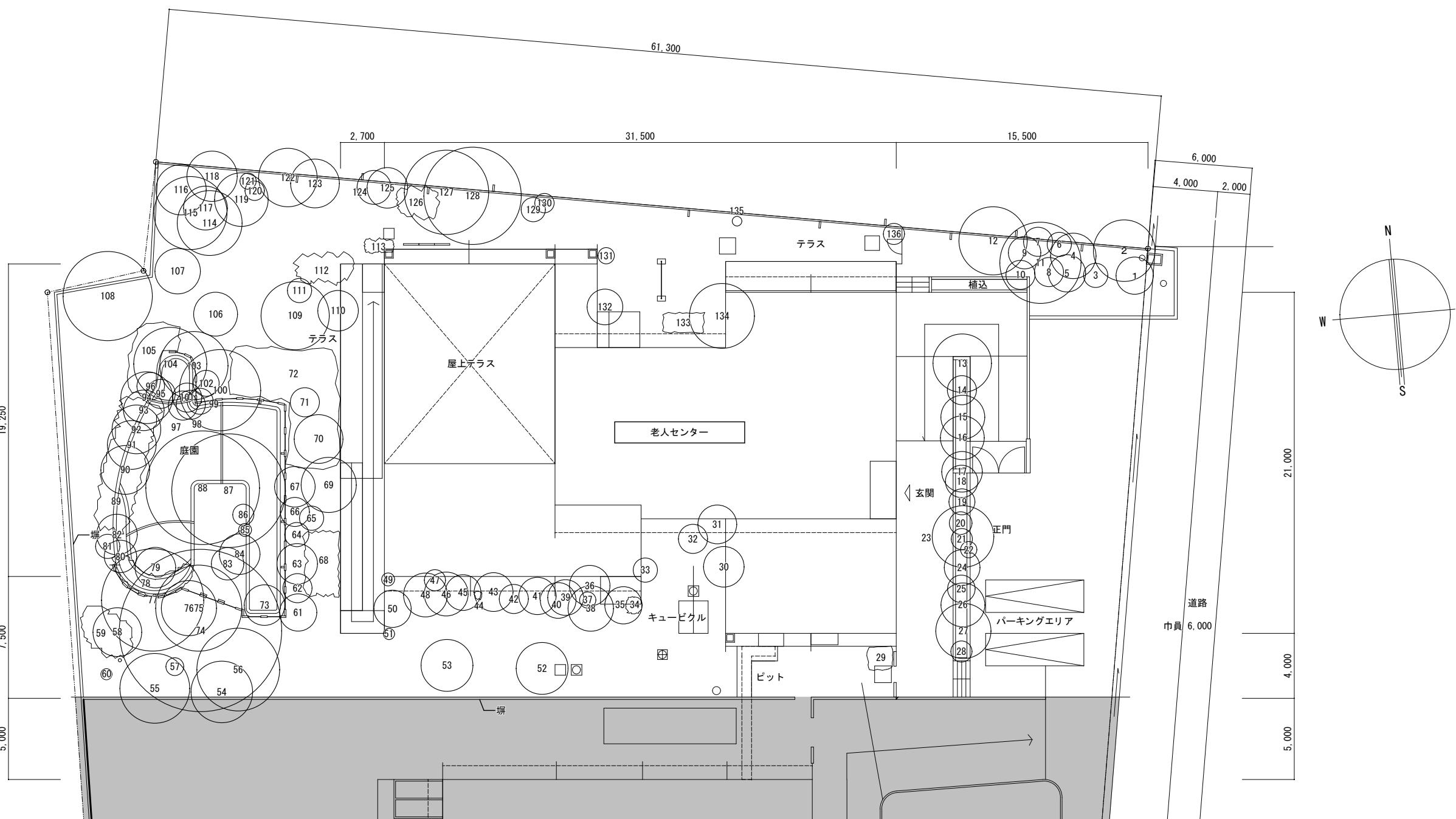


※図中は全て鋼製とする。

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事	令和6年度 図面サイズ
図面名称	屋外付帯施設撤去配置図	A2
設計事務所	株式会社 CADS	代 表 設 計 作 図 線 尺
		清水 鈴木 鈴木 1/200 032 / 037



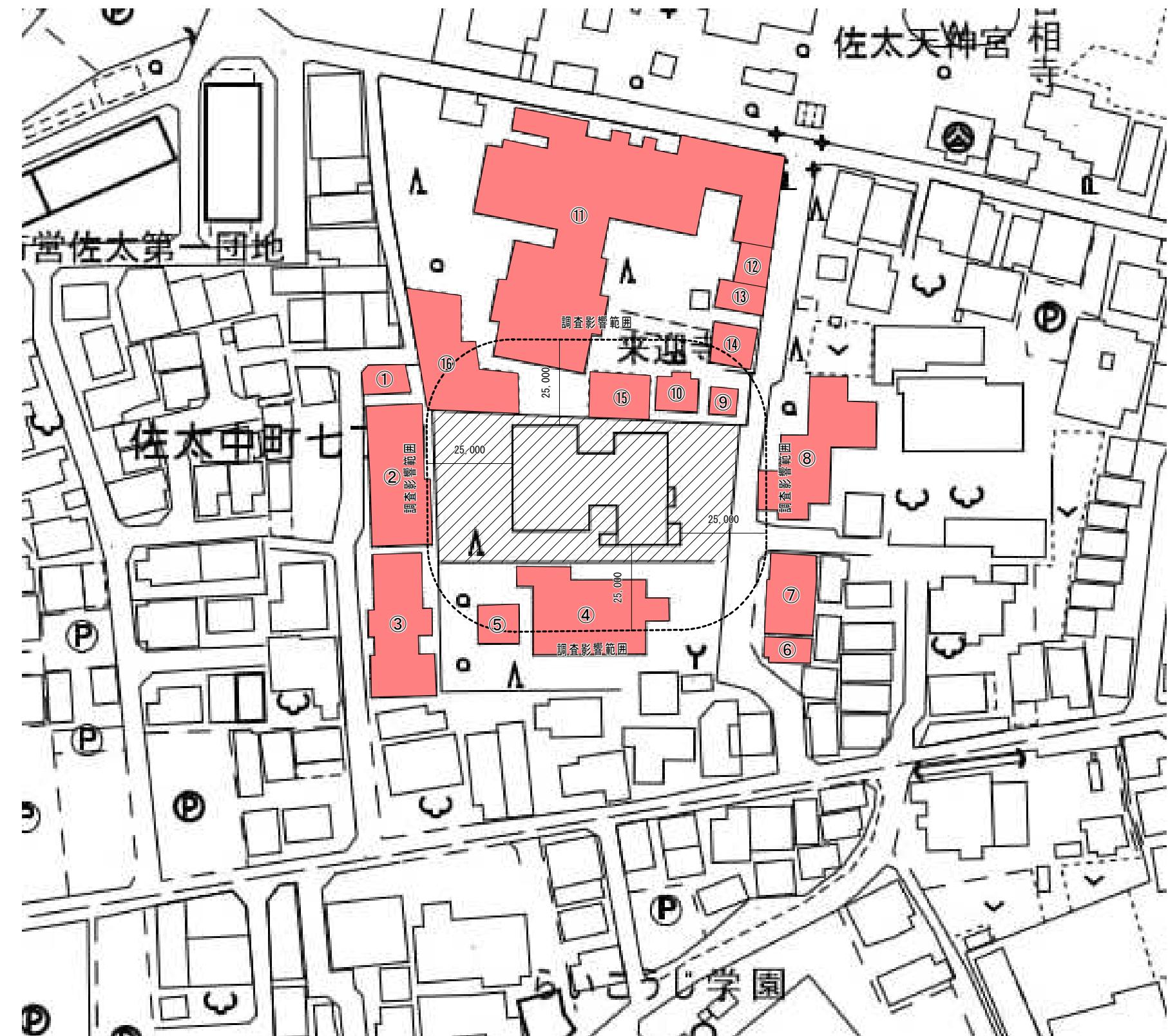




工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事				令和6年度
図面名称	樹木撤去配置図				図面サイズ
					A2
設計事務所	株式会社 CADS		代表	設計	作図
			清水	鈴木	鈴木
			035	/	037
			1/200		

1	φ 0.2		W 2.3	H 4.3	23	φ 0.16		W 1.0	H 1.2	45	φ 0.03 × 1 0.09 × 5		W 2.2	H 4.3	67	φ 0.25		W 2.5	H 3.0	※ 89	W 12.0		D 2.5	H 1.8	111	φ 0.25		W 2.5		133	W 2.5		D 1.2	H 1.0
2	φ 0.31		W 3.8	H 4.6	24	φ 0.31		W 2.2	H 1.8	46	φ 0.38		W 2.7	H 4.7	68	W 4.0		W 3.0	H 3.5	90	φ 0.31		W 3.7		112	W 3.7		D 1.8	H 3.0	134	W 0.28		D 4.0	H 4.5
3	φ 0.16		W 1.5	H 6.5	25	φ 0.31		W 1.7	H 1.2	47	φ 0.09		W 1.3	H 3.6	69	φ 0.41		W 3.4	H 5.0	91	φ 0.38		W 1.8		113	W 1.8		D 0.9	H 1.8	135	W 0.19		D 0.8	H 1.4
4	φ 0.31		W 2.8	H 4.5	26	φ 0.47		W 2.7	H 2.2	48	φ 0.38		W 2.7	H 4.7	70	φ 0.25		W 3.0	H 3.0	92	φ 0.41		φ 0.82		114	W 4.0		W 1.3	H 5.5	136	φ 0.47		H 2.7	
5	φ 0.16 × 2 0.13 × 2		W 3.3	H 6.5	27	φ 0.6		W 3.4	H 5.0	49	φ 0.03		W 0.8	H 2.5	71	φ 0.22		φ 0.72		93	W 2.5		W 4.5	H 5.0	115	φ 0.22		周長 (m)		137	樹幅 (m)		高さ (m)	
6	φ 0.13		W 1.5	H 5.6	28	φ 0.31		W 1.7	H 1.4	50	φ 0.28 × 2 0.31 × 1 0.09 × 3		W 2.3	H 3.8	72	W 11.0		φ 0.31		94	W 2.8		W 3.7	H 7.5	116	φ 0.41		W: 幅 (m)		138	W: 奥行 (m)		D: 高さ (m)	
7	φ 0.13 × 2 0.1 × 1		W 1.8	H 4.0	29	φ 0.13		W 1.8	H 1.8	51	φ 0.13		W 0.7	H 2.1	73	φ 0.25		φ 0.25		95	W 1.8		W 1.7	H 3.5	117	φ 0.09 × 5				139				
8	φ 0.19 × 1 0.13 × 1		W 1.8	H 6.5	30	φ 0.75		W 3.5	H 4.3	52	φ 0.47		W 3.2	H 4.8	74	φ 2.2		φ 0.38		96	W 1.7		W 3.1	H 4.5	118	φ 0.75				140				
9	φ 0.25 × 1 0.16 × 1 0.1 × 1		W 2.0	H 5.0	31	φ 0.1		W 2.4	H 3.6	53	φ 0.57		W 3.2	H 4.9	75	φ 0.13		φ 0.25		97	W 1.8		W 3.3	H 4.0	119	φ 0.35				141				
10	φ 0.16 × 1 0.13 × 3 0.1 × 1		W 1.8	H 4.5	32	φ 0.1		W 1.9	H 1.7	54	φ 0.82		W 3.8	H 9.5	76	φ 0.63		φ 0.19		98	W 1.8		W 1.2	H 1.6	120	φ 0.35				142				
11	φ 0.75		W 5.0	H 5.6	33	φ 0.1		W 1.5	H 3.3	55	φ 0.63		W 4.3	H 5.8	77	φ 0.13		φ 0.47		99	W 1.6		W 1.0	H 1.4	121	φ 0.25 × 1 0.09 × 1				143				
12	φ 0.63 × 1 0.47 × 1		W 4.2	H 5.5	34	φ 1.0		D 1.0	H 2.1	56	φ 1.8		W 5.1	H 5.5	78	W 2.5		φ 0.63		100	W 5.0		W 3.6	H 6.3	122	φ 0.72				144				
13	φ 0.44		W 3.6	H 3.0	35	φ 0.22		W 2.3	H 3.5	57	φ 0.19		W 1.1	H 4.5	79	φ 0.47		φ 0.19		101	W 1.8		W 3.0	H 2.8	123	φ 0.31 × 1 0.16 × 2				145				
14	φ 0.31		W 1.8	H 1.1	36	φ 0.31		W 2.5	H 4.4	58	φ 0.4		W 3.0	H 3.7	80	φ 0.09 × 2		φ 0.31		102	W 2.5		W 2.1	H 2.5	124	φ 0.13 × 1 0.06 × 2				146				
15	φ 0.31		W 2.7	H 2.2	37	φ 0.28		W 1.0	H 4.0	59	φ 0.15		D 3.3	H 2.3	81	φ 0.22		φ 0.25		103	W 4.2		W 3.5	H 6.0	125	φ 0.09				147				
16	φ 0.4 × 1 0.13 × 1		W 2.7	H 2.2	38	φ 0.25		W 2.8	H 4.3	60	φ 0.7		D 0.7	(切株) H 0.3	82	φ 0.47		φ 0.38		104	W 4.5		D 1.9	H 1.3	126	φ 0.25				148				
17	φ 0.4		W 2.5	H 2.4	39	φ 0.19		W 2.2	H 3.8	61	φ 0.57		W 2.3	H 3.0	83	φ 0.47		W 6.5		105	D 2.5		W 5.2	H 6.5	127	φ 0.88				149				
18	φ 0.38		W 2.0	H 1.3	40	φ 0.16		W 2.2	H 3.8	62	φ 0.25 × 2 0.09 × 1		W 1.8	H 4.0	84	φ 0.31		φ 0.63		106	W 2.7		W 6.0	H 7.8	128	φ 1.26				150				
19	φ 0.44		W 1.9	H 2.3	41	φ 0.19 × 2 0.09 × 3		W 2.3	H 4.0	63	φ 0.31 × 2 0.13 × 1		W 2.5	H 4.0	85	W 0.9		φ 0.94		107	W 2.8		W 1.5	H 3.5	129	φ 0.25				151				
20	φ 0.31		W 1.4	H 1.4	42	φ 0.13 × 3 0.09 × 4		W 1.8	H 4.0	64	φ 0.16		W 1.5	H 1.5	86	φ 0.06		φ 1.26		108	W 5.5		W 1.8	H 2.4	130	φ 0.19 × 2				152				
21	φ 0.4		W 2.8	H 2.5	43	φ 0.16 × 3 0.13 × 2 0.06 × 3		W 2.4	H 4.3	65	φ 0.25		W 1.5	H 4.5	87	φ 1.0		φ 0.57		109	W 4.2		W 1.4	H 3.0	131	φ 0.44				153				
22	φ 0.22		W 1.3	H 1.3	44	φ 0.5		D 0.5	H 1.7	66	φ 0.31		W 1.8	H 4.8	88	φ 1.0		φ 0.16		110	W 2.5		W 2.2	H 3.5	132	φ 0.13				154				

工事名称	旧佐太老人福祉センター解体工事				令和6年度				
	図面名称				図面サイズ				
図面名称					A2				
設計事務所					A				
株式会社 C A D S					036 / 037				
代表	設計	作図	縮尺						
清水	鈴木	鈴木	1/200						



■近隣家屋調査対象棟表

	構造	階数	棟数	延床面積	用途	調査範囲	調査時期	備考
①	木造	3階建て	1棟	約110m ²	住宅	外部・内部	事前・事後	
②	木造	2階建て	5棟	約685m ²	住宅	外部・内部	事前・事後	
③	木造	2階建て	6棟	約665m ²	住宅	外部・内部	事前・事後	
④	RC造	平屋建て	1棟	約815m ²	医療センター	外部・内部	事前・事後	
⑤	鉄骨造	平屋建て	1棟	約130m ²	医療センター	外部・内部	事前・事後	
⑥	木造	3階建て	1棟	約95m ²	住宅	外部・内部	事前・事後	
⑦	木造	3階建て	4棟	約320m ²	住宅	外部・内部	事前・事後	
⑧	木造	2階建て	1棟	約710m ²	住宅	外部・内部	事前・事後	
⑨	木造	平屋建て	1棟	約60m ²	寺	外部・内部	事前・事後	
⑩	木造	平屋建て	1棟	約125m ²	寺	外部・内部	事前・事後	
⑪	木造	平屋建て	1棟	約3230m ²	寺	外部・内部	事前・事後	
⑫	木造	平屋建て	1棟	約110m ²	寺	外部・内部	事前・事後	
⑬	木造	平屋建て	1棟	約115m ²	寺	外部・内部	事前・事後	
⑭	木造	平屋建て	1棟	約145m ²	寺	外部・内部	事前・事後	
⑮	墓石	—	1棟	約230m ²	寺	外部	事前・事後	
⑯	墓石	—	1棟	約675m ²	寺	外部	事前・事後	

特記事項

- ・近隣家屋調査は工事着手前及び、工事完了時共行うものとする。
- ・報告書を提出すること。

家屋調査対象配置図 1/500

撤去・移設・凡例	
記号	名称
▨	工事範囲を示す。
■	家屋調査対象建物を示す。

設計事務所	株式会社 CADS	代	表	設	計	作	図	縮尺
		清水	鈴木	鈴木	1/2500	037	/ 037	